

動産・債権譲渡に係る公示制度  
の整備に関する要綱中間試案

補足説明

平成16年3月3日  
法務省民事局参事官室

はじめに	-----1
1 動産・債権担保の活用	-----1
2 公示制度の整備の必要性	-----1
3 法制審議会における審議	-----2
4 本補足説明の性格等	-----2
第1 動産譲渡に係る登記制度の創設（「第1」関連）	-----3
1 登記制度創設の目的（「第1柱書(注)」関連）	-----3
(1) 譲渡担保権者の地位の不安定性	-----3
ア 先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれ	-----3
イ 後行の譲受人に善意取得されるおそれ	-----4
(2) 動産譲渡に関する公示制度の整備による対処	-----4
2 登記制度の前提（「第1柱書」関連）	-----5
(1) 法人が行う動産譲渡（「第1柱書」関連）	-----5
(2) 個別・集合動産の譲渡（「第1柱書」関連）	-----5
(3) 占有改定による対抗要件具備	-----6
(4) 譲渡担保に関する実体的規律	-----8
3 登記の効力及び対象範囲（「第1-1」関連）	-----8
(1) A案（「第1-1(1)」関連）	-----9
ア 先行の担保目的譲渡との関係における登記の効果（A1案・A2案のウ関連）	-----9
(ア) 担保目的譲渡の競合場面	-----10
(イ) 占有改定による先行の担保目的譲渡	-----12
(ウ) 登記による後行の担保目的譲渡	-----13
(エ) 理論上の問題	-----15
イ 後行の譲受人との関係における登記の効果	-----15
(ア) 後行の担保目的の譲受人との関係	-----15
(イ) 後行の買主との関係	-----17
ウ 登記の対象とする動産譲渡（A1案・A2案のア関連）	-----19
(ア) 担保目的の動産譲渡（A1案）	-----19
(イ) 動産譲渡すべて（A2案）	-----20
(ウ) 真正譲渡の登記の効力（「A2案(注)」関連）	-----21
エ その他の現行の規律の維持	-----22
オ 占有改定による担保目的譲渡に関する登記制度（「A案関係後注」関連）	-----23
(ア) 占有改定による担保目的譲渡の対抗力を補完するための登記	-----23
(イ) 占有改定による担保目的譲渡が対抗しえない第三者の範囲	-----24
(2) B案（「第1-1(2)」関連）	-----25
ア 登記の効果	-----26
(ア) 先行の担保目的譲渡との関係における効果	-----26
(イ) 後行の譲受人との関係における効果	-----27
a 後行の担保目的の譲受人との関係	-----27
b 後行の買主との関係	-----28

イ	登記の対象とする動産譲渡（ B 1 案・ B 2 案の A 関連）	-----28
(ア)	担保目的の動産譲渡（ B 1 案）	-----28
(イ)	動産譲渡すべて（ B 2 案）	-----29
ウ	その他の現行の規律の維持	-----29
(3)	A 案・ B 案の対比	-----29
ア	問題解決の程度	-----29
(ア)	先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれの解決	-----30
(イ)	後行の譲受人に善意取得されるおそれの解決	-----30
イ	取引の在り方への影響	-----31
ウ	部会での議論	-----32
(ア)	A 案に関するもの	-----32
(イ)	B 案に関するもの	-----34
(4)	登記による対抗要件具備（ A 1 案・ A 2 案・ B 1 案・ B 2 案のイ関連）	-----35
(5)	占有代理人の占有下にある動産の譲渡（「 A 案・ B 案に共通の後注」関連）	-----36
ア	登記による対抗要件具備	-----36
イ	占有代理人の法的地位	-----37
(6)	担保目的の動産譲渡（ A 1 案・ A 2 案・ B 1 案関連）	-----38
(7)	登記による善意取得を肯定する制度	-----41
4	登記制度の技術的事項（「第 1 - 2」関連）	-----42
(1)	登記の調査方法	-----42
(2)	登記情報の開示方法（「第 1 - 2 (1)」関連）	-----43
(3)	法人登記簿への記載（「第 1 - 2 (2)」関連）	-----45
(4)	動産の特定	-----45
5	その他（「第 1 - 3」関連）	-----46
第 2	債権譲渡に係る登記制度の見直し（「第 2」関連）	-----47
1	債務者不特定の将来債権の譲渡の登記（「第 2 - 1」関連）	-----47
(1)	問題状況	-----47
ア	現行制度	-----47
イ	見直しの必要性	-----48
(2)	債務者不特定の将来債権の譲渡の登記	-----48
(3)	債務者不特定の将来債権の譲渡の有効性	-----50
ア	将来債権の譲渡の有効性	-----50
イ	債務者不特定の将来債権の特定	-----50
(4)	「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」	-----52
ア	見直しの方向性	-----52
イ	部会で示された意見	-----52
(5)	債務者が特定している債権の譲渡の取扱い	-----53
(6)	債務者・譲受人のとるべき対応	-----53
ア	登記事項証明書の交付	-----53
イ	債務者のとるべき対応	-----54

ウ	債務者保護のための措置の要否	-----55
エ	譲受人における権利行使	-----56
2	法人登記簿への記載（「第2 - 2」関連）	-----57
(1)	商業登記簿等への記載の趣旨	-----57
(2)	制度の見直しの契機	-----58
3	その他（「第2 - 3」関連）	-----59

## はじめに

### 1 動産・債権担保の活用

金融実務においては、近年、不動産の資産価値の継続的下落という経済情勢を背景に、不動産を担保手段とする従来型の資金調達・融資手法が行き詰まりを見せている。

そのため、昨今では、金融機関においても、不動産担保への過度の依存から脱却して、事業のキャッシュフロー・収益性に着目した新たな融資手法を開発・確立することの必要性が広く認識されるに至っており、そのような融資手法のもとでキャッシュフローを的確に捕捉するための手段として、動産・債権担保が注目を集めている。また、事業者においても、動産・債権担保融資は、これまで担保として十分に活用されてこなかった製品在庫・原材料や売掛債権等の事業資産を資金調達の手段とし得ることとなることから、その拡大が大いに期待されている。

このように、事業者に対する資金供給を円滑化し、事業者の資金調達手法を多様化する上で、動産・債権担保を手段とする新たな資金調達・融資手法は、重要な意味を持つものである。

### 2 公示制度の整備の必要性

上記1の事情を背景に、「規制改革推進3か年計画（再改定）」（平成15年3月28日閣議決定）において、「動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化」に関して「新規事業者や中小企業を中心とする事業者の資金調達の円滑化を支援する観点も踏まえ、動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無、問題点の洗い出し等について検討を行う。」と決定されたところである。

ところで、法的観点から見たとき、在庫・原材料、機械設備等を対象とする動産担保や、売掛債権等を対象とする債権担保は、通例、譲渡担保の方法によることになる。そして、これら動産・債権の譲渡担保に関する現行法制を見たとき、現行制度は、公示方法の不備という問題性を抱えている。すなわち、動産の譲渡担保については、設定に当たって占有改定という外形的に判然としない公示方法がとられることが、その安定性・実効性の妨げとなっているといわれる。また、債権の譲渡担保については、債務者不特定の将来債権の譲渡に関して、これを公示して對抗要件を具備し得ることとすることが実務界を中心とする各界から強く

要望されているところである。

このような問題状況に照らせば、動産・債権担保法制をめぐっては、動産譲渡・債権譲渡に関する公示制度の整備を通じて動産・債権譲渡担保の安定性・実効性を向上させることが、動産・債権担保を手段とする新しい融資慣行への転換を促進し、事業者における資金調達の円滑化を図るためにも喫緊の立法課題であるといえる。この点は、担保法制に関する最新の立法提言である経済産業省の「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書」（平成15年1月公表）が指摘するところでもある。

### 3 法制審議会における審議

この立法課題に対応するため、法務大臣は、法制審議会（会長・鳥居淳子成城大学教授）第141回会議（平成15年9月10日開催）において、「動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から、動産譲渡及び債権譲渡を公示する制度の整備を早急に行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。」との諮問（諮問第64号）を行い、これを受けて、同審議会では、この諮問に関する調査・審議のため、新たに動産・債権担保法制部会を設置することが決定された。

動産・債権担保法制部会（部会長・鎌田薫早稲田大学教授）は、平成15年10月から調査審議を開始し、以後ほぼ月1回の頻度で審議を重ねてきたところ、第5回会議（本年2月18日開催）において、「動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案」をとりまとめるとともに、これを事務当局の作成する補足説明とともに公表し、関係各界への意見照会を行うことが了承された。

部会では、意見照会の結果を踏まえ、本年5月にも審議を再開し、本年秋ころを目途に法律案要綱をとりまとめるべく、引き続き集中的な審議が進められる予定である。

### 4 本補足説明の性格等

本補足説明は、動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案の理解に役立つよう、事務当局において試案の内容を補足的に説明するとともに、必要に応じて部会での議論を紹介するものであって、その文責は法務省民事局参事官室にある。

本補足説明において、「部会」とは動産・債権担保法制部会を、「試案」とは動産・債権譲渡に係る公示制度の整備に関する要綱中間試案を指している。「第1-1(1)」等、かぎ括弧を付した項目の表記は、試案のそれを指すものである。そのほか、試案第1-1の(1)A案、(2)B

案を指して，単に A 案，B 案と表記することがある。

## 第 1 動産譲渡に係る登記制度の創設（「第 1」関連）

「第 1 柱書」は，動産譲渡に係る登記制度（以下「動産譲渡登記制度」と表記する。）を新たに創設するものとしている。

### 1 登記制度創設の目的（「第 1 柱書(注)」関連）

動産譲渡登記制度を創設する目的は，「第 1 柱書(注)」に記載のとおりである。大まかに言えば，登記制度創設の主たる目的は，現行法制上，動産譲渡担保について占有改定という公示方法しかないために譲渡担保権者の法的地位が不安定であるという問題に対処し，譲渡担保取引の安定性・実効性を向上させるべく，動産譲渡に関する公示制度を整備するところにある。

#### (1) 譲渡担保権者の地位の不安定性

動産の譲渡担保においては，目的動産の所有権が債権担保のために移転されるところ，譲渡担保設定者（譲渡人）が当該動産の利用を継続することを可能にするため，動産を設定者の占有下にとどめることが通例である。そして，譲渡担保に関して特別の登記制度が整備されていない現行法制のもとでは，このようなかたちの譲渡担保について，占有改定の方法による引渡し（民法 183 条）が対抗要件具備のための公示方法に当たる。しかし，占有改定は当事者間の意思表示のみによってされ外形上その存否が判然としないことから，譲渡担保権者の法的地位は，次のような不安定性を伴うことになる。

#### ア 先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれ

まず，ある動産について譲渡担保の設定を受ける譲渡担保権者は，先行する想定外の譲渡担保に劣後するおそれがある。すなわち，当該動産について先行する譲渡担保があつて，占有改定の方法により対抗要件を具備していたとしても，占有改定が外形上判然としないため，後れて登場した譲渡担保権者にとって，先行の譲渡担保が存在することを認識することは容易ではない。しかも，判例上，占有改定によっては善意取得が成立しないものとされているため（最判昭和 35 年 2 月 11 日民集 14 卷 2 号 168 頁），想定外の譲渡担保に後れる譲渡担保権者は，現実の占有の取得に至るまで，当該動産を善意取得（民法 192 条）することもでき

ない。

イ 後行の譲受人に善意取得されるおそれ

また，ある動産について譲渡担保の設定を受けた譲渡担保権者は，占有改定という公示方法をとった場合，後れて登場した譲渡担保権者によって当該動産を善意取得されてしまうおそれがある。すなわち，当該動産が譲渡担保設定者の下に置かれる限り，後日，この設定者が無権限の処分をし，先行する譲渡担保の存在を知らない者のため，更に譲渡担保を設定してしまうことがあり得る。この後行の譲渡担保権者が善意無過失で当該動産の現実の占有を取得すれば，善意取得によって，先行する譲渡担保権者の法的地位が覆されることになる。

(2) 動産譲渡に関する公示制度の整備による対処

動産譲渡登記制度の創設は，現行法制上，譲渡担保権者の法的地位が不安定であるという上記(1)の問題につき，動産譲渡に関する公示制度を整備することによって，可能な範囲において対処することを主たる目的としている。

また，登記制度の創設には，付随的效果として，譲渡担保権者に紛争予防手段を与えるという意義も期待される。ある動産について譲渡担保の設定を受けた者が，その事実を登記制度によって公示することができれば，後日，譲渡担保設定者によって無権限の処分がされ，当該動産上の権利を主張する第三者が登場して法的紛争に至るといような事態を，一定程度まで未然に防止できるようになるからである。

他方，動産譲渡登記制度の創設は，現行法制上，譲渡担保について占有改定という公示方法がとられることに起因して生じる問題全般を解決しようとするものではない。例えば，(ア)先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれは，想定外の譲渡担保に後れる譲渡担保権者のほか，想定外の譲渡担保に後れる差押債権者・破産管財人等についても全く同じように当てはまる。あるいは，(イ)後行の譲受人に善意取得されるおそれは，後行の譲受人が譲渡担保の設定を受ける場合のほか，真正譲渡を受ける場合についても全く同じように当てはまる。しかしながら，動産譲渡登記制度の創設として試案が提案するところは，これらの問題の解決を本来の目的とするものではない(後記3(1)イ(1)及び(1)エ，3(2)ア(1)及び(2)ウ参照)。



## 2 登記制度の前提（「第1柱書」関連）

新しく創設すべき動産譲渡登記制度につき，試案が前提としている枠組みは，次のとおりである。

### (1) 法人が行う動産譲渡（「第1柱書」関連）

「第1柱書」のとおり，試案は，登記対象となる動産譲渡の譲渡人を法人に限定するものとしている。これは，法人が行う動産譲渡のみを登記制度の対象とし，自然人が行う動産譲渡は対象に含めない趣旨である。なお，動産譲渡の譲受人は法人でも自然人でもよい。

試案が法人が行う動産譲渡のみを登記制度の対象とする理由は，次のとおりである。

第1に，動産譲渡登記制度の創設は，事業者の資金調達の円滑化，資金調達手段の多様化という実務界からの要望に基づき，動産譲渡担保の安定性・実効性を向上させることを目的としているところ，法人が行う動産譲渡を対象とすれば，事業者が行う動産譲渡担保がほぼカバーされることになり，先の要望を満たすことができる。

第2に，動産譲渡登記制度は，ある者がした動産譲渡の登記を容易かつ確実に調査することができるようなかたちで制度内容が設計されねばならない。この点，登記制度の対象を法人が行う動産譲渡に限定する場合には，法人の名称・所在地等が変更された場合にも法人登記簿によって変更前の名称・所在地等を把握し得ることから，名称・所在地等の変更前にした動産譲渡を含め，ある法人がした動産譲渡の登記の有無・内容を容易かつ確実に調査することができる。

第3に，仮に自然人が行う動産譲渡を登記制度の対象に含める場合には，例えば個人事業者の資金調達に当たって，動産譲渡担保の安定性・実効性の向上が見込まれる反面，登記の具備や調査のコストを生じさせることになる。通例，個人事業者による資金調達が小規模にとどまることをも勘案すれば，前者のメリットが後者のデメリットを上回り得るかは疑わしい。

第4に，仮に自然人が行う動産譲渡を登記制度の対象に含める場合には，個人事業者が，その資金調達に当たって，事業用資産の範囲だけでなく生活のための財産を含む全財産を譲渡担保に供するよう，与信者から強要されるという事態が懸念される。

### (2) 個別・集合動産の譲渡（「第1柱書」関連）

「第1柱書」のとおり，試案は，登記対象となる動産が個別動産

が集合動産かを問わないものとしている。これは、個別動産の譲渡と集合動産の譲渡を区別することなく、動産一般の譲渡を登記制度の対象とする趣旨である。試案によれば、原材料・在庫を典型とする集合動産の譲渡担保だけでなく、機械設備等の個別動産の譲渡担保も、広く登記制度の対象に含まれることになる。

この点に関して、「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書」は、試案と異なり、「集合動産」の譲渡を登記制度の対象とし、登記をもって集合動産譲渡の対抗要件とする旨の制度提案をしている。また、部会においても、「集合動産の譲渡は登記をしなければ第三者に対抗できないものとする」という考え方が示唆されたところである。これらの提案は、動産譲渡担保の多くが集合動産を対象とすることを踏まえてされている。

しかしながら、登記制度の対象を集合動産の譲渡に限定することは、以下に掲げるような問題を伴うことから適当ではないと考えられる。動産一般の譲渡を登記制度の対象とするという試案の提案は、これらの点を考慮したものである。

第1に、個別動産の譲渡担保を登記制度の対象に含めないことは、金融実務の実情に沿わない。金融実務では、機械設備の購入資金の融資等に当たって、個別動産を目的物とする譲渡担保も少なからず行われていることから、集合動産の譲渡担保とともに個別動産の譲渡担保を登記制度の対象に含めて、その安定性・実効性を高めることが望ましい。

第2に、法概念上の問題として、「集合動産」概念は多義的であることから、立法技術上、その要件を設定することが困難であり、また、「集合動産」に該当するか否かが訴訟で争われた場面でも、該当性の判断が不安定とならざるを得ない。

なお、本補足説明では、基本的に、個別動産譲渡担保の場面を想定して設例等を組み立て、集合動産譲渡担保の場面については深く立ち入らない。これは、設例の事実関係をなるべく簡明にし、試案や補足説明の内容の理解を容易にする意図による。

### (3) 占有改定による対抗要件具備

試案は、動産譲渡担保につき、動産譲渡登記制度の創設を提案するが、占有改定という対抗要件具備方法を排除するものではない。試案は、譲渡担保の対抗要件具備について、占有改定という従来か

らの方法に加えて、新しく登記の方法を選択可能とする趣旨である（この点はA案・B案を問わない。）。登記の方法によって対抗要件を具備した譲渡担保権者については、登記の法律上又は事実上の効果として、占有改定の方法による場合よりも安定的な法的地位が付与される（後記3参照）。

この点に関して、これまでの学説上、動産譲渡担保（とりわけ集合動産譲渡担保）に関する立法論としては、試案と異なり、ネームプレートによる公示を譲渡担保の対抗要件とする提案や、譲渡担保について新しく登録制度を創設して、この登録を譲渡担保の対抗要件とする提案等、占有改定によっては譲渡担保の対抗要件を備えることができないとするものが大勢を占めていた。これらの立法提案は、占有改定は実質的公示力に乏しいため、関係者の予測可能性を害し、譲渡担保の対抗要件具備方法として不相当であるとの認識に基づく。

このような立法論を踏まえ、部会においても、「法人が行う担保目的の動産譲渡は、登記をしなければ第三者に対抗することができない（占有改定によっては第三者に対抗できない）ものとする」という制度設計が検討の俎上に載せられたところである。この制度設計のもとでは、すべての譲渡担保が登記によって公示されることから、先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれや、後行の譲受人による善意取得のおそれといった現行制度上の問題点（前記1(1)）が解消されることになる。

しかしながら、この制度提案に対しては、部会において、実務界の側から強い反対意見が示された。試案が占有改定という対抗要件を排除しないことは、この意見を勘案したものである（後記3(1)エ、(2)ウ参照）。

反対意見の理由は、次のとおりである。

第1に、譲渡担保につき、占有改定という対抗要件具備方法を排除することは、現行制度からの変更が大き過ぎ、現実の金融取引が対応できないおそれがある。

第2に、譲渡担保につき、占有改定という対抗要件具備方法には、簡便であってコストを要しないという実務上のメリットがある。他方、登記の取得には手続費用を伴い、また、債務者の協力が前提となることから、占有改定という対抗要件具備方法を排除する制度は、

担保取引のコスト増をもたらしてしまう。

第3に、当事者間の意思表示のみでされる占有改定と異なり、登記という公示方法については、譲渡担保設定者がこれを応諾しない場面も想定され得る。占有改定という対抗要件具備方法を排除するときには、このような場面における譲渡担保権者が、競合する他の譲渡担保権者との関係だけでなく、差押債権者や破産管財人との関係でも対抗できないこととなってしまう。

#### (4) 譲渡担保に関する実体的規律

試案は、動産譲渡担保につき、動産譲渡登記制度という公示制度を創設するとともに、登記による対抗要件具備の効力に関して特別の規律を置くことを提案するにとどめている。これは、動産譲渡担保の実体的権利内容については、これまでに形成されてきた判例法理を今後もそのまま妥当させる趣旨である。

試案が公示制度の創設の提案にとどめるのは、次のような考慮に基づく。すなわち、譲渡担保は、金融実務上の要請を背景に編み出された担保手法であり、判例法理において、実際的要請に配慮しつつその権利内容が確定されてきたところである。それゆえ、譲渡担保の要件・効果やその実行方法を制定法の明文をもって規律すること、例えば、動産抵当権・登録質権として制度化することは、権利内容の明確化に資する反面、譲渡担保という担保手法の利便性・柔軟性を損なうおそれがある。

なお、上記に関連して、試案は、譲渡担保の法律構成についても、判例法理に従い、債権担保の目的のために目的物の所有権が移転されるという理論構成を前提としている（もっとも、最近の判例は、「債権担保の目的を達するのに必要な範囲内においてのみ〔…〕所有権移転の効力が生じる」とし、担保権構成への傾斜を見せている。最判平成5年2月26日民集47巻2号1653頁、最判平成7年11月10日民集49巻9号2953頁）。例えば、試案・補足説明において、「担保目的の動産譲渡」とは主として動産譲渡担保を念頭に置いている（後記3(6)参照）。また、「担保目的の譲渡人」、「担保目的の譲受人」という表記も、所有権的構成を前提に、それぞれ譲渡担保設定者、譲渡担保権者を指す。

### 3 登記の効力及び対象範囲（「第1-1」関連）

「第1-1」のとおり、動産譲渡登記制度における登記の効力及び対

象範囲に関して，試案は，A案とB案とを併記している。両案の内容は，A1案・A2案のウに相当する規律の有無において相違するところ，部会ではA案とB案とにつき，それぞれ支持する意見があったため，両案併記とされたものである。

(1) A案（「第1-1(1)」関連）

「第1-1(1)」のとおり，試案は，A案につき，A1案とA2案とを併記するところ，両案は，登記対象となり，登記によって対抗要件が具備され得る動産譲渡の範囲が異なるにとどまる。登記の効果については両案に共通することから，まとめて説明することにする。

なお，以下の説明では，便宜上，ある動産を担保目的で譲渡して占有改定の方法によって引渡しをする（その際に登記を経由しない）ことを「占有改定による担保目的譲渡」と，ある動産を担保目的で譲渡して登記を経由することを「登記による担保目的譲渡」と表記する。また，ある動産を真正に譲渡して占有改定の方法によって引渡しをする（その際に登記を経由しない）ことを「占有改定による真正譲渡」と，ある動産を真正に譲渡して登記を経由することを「登記による真正譲渡」と表記する。

ア 先行の担保目的譲渡との関係における登記の効果（A1案・A2案のウ関連）

ある動産につき，占有改定による担保目的譲渡が先行し，登記による担保目的譲渡が後行した場合における登記の効果に関して，A案（A1案・A2案のア及びウ）は，担保目的の動産譲渡は登記をもって第三者に対抗することができ，さらに，登記がされた担保目的の動産譲渡は，当該登記が，他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも，この動産譲渡の譲受人に対抗することができるものとするを提案している。A1案・A2案のウ（以下「A案ウ」という。）にいう「登記がされた担保目的の動産譲渡」は，登記による後行の担保目的譲渡を指し，「占有改定により対抗要件を備えた」「他の担保目的の動産譲渡」は，占有改定による先行の担保目的譲渡を指すものである。

例えば，甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け，占有改定の方法によって対抗要件を具備した後，当該動産を更に丙が担

保目的で譲り受けて登記を経由した場合，A案の規律内容によれば，丙への担保目的の動産譲渡は，登記をもって対抗要件を備えたことになり，かつ，丙への担保目的の動産譲渡は，乙への担保目的の動産譲渡に後れて対抗要件を具備した（乙の占有改定に後れて登記を経由した）にもかかわらず，乙に対抗することができる。その裏返しとして，乙への担保目的の動産譲渡は，丙への担保目的の動産譲渡よりも先に対抗要件を具備した（丙の登記に先立って占有改定を受けた）にもかかわらず，丙に対抗することができない。

ある動産につき，占有改定によって対抗要件を具備した担保目的の動産譲渡と登記によって対抗要件を具備した担保目的の動産譲渡（A1案・A2案のア）とが競合した場合に，民法の原則によれば，これら二つの担保目的譲渡相互の優劣は，対抗要件具備の時間的先後によって定まることになる。A案ウの規律内容は，このような原則の例外として，占有改定による対抗要件具備と登記による対抗要件具備との先後関係にかかわらず，登記による担保目的譲渡が占有改定による担保目的譲渡に優先するものとするものである（この意味で，A案ウは「優劣関係の特則」に当たる）。

このA案ウの規律の妥当範囲は，以下(ア)から(ウ)のとおりである。

#### (ア) 担保目的譲渡の競合場面

A案ウの規律は，同一の動産につき，占有改定による担保目的譲渡が先行し，登記による担保目的譲渡が後行する場面を規律対象としている。先行の動産譲渡又は後行の動産譲渡が真正譲渡である場合は，A案ウの規律の適用範囲に含まれない。

具体的には，A案ウの規律は，(a)同一の動産につき，占有改定による真正譲渡が先行し，登記による真正譲渡が後行した場面を適用対象としない。この場面では，民法の原則どおり，競合する動産譲渡の優劣は対抗要件具備の時間的先後によって決せられ，占有改定による先行の真正譲渡が優先することになる。例えば，甲がその所有する動産を乙に売却し，占有改定の方法によって引渡しをした後，甲が当該動産を更に丙にも売却し，譲渡の登記をした（A2案・B2案では真正譲渡につき，登記をすることができる。A2案・B2案のア参照）場合，先

行の譲受人乙が優先することになる。もっとも、動産の真正譲渡においては現実の引渡しが行われることが一般的であるところ、後行の譲受人丙は、乙より先に現実の引渡しを受ければ、先行する真正譲渡の存在を知らないことに過失がない限り当該動産を善意取得することができる。

同様に、(b)同一の動産につき、占有改定による真正譲渡が先行し、登記による担保目的譲渡が後行した場面にも、A案ウの規律は適用されず、民法の原則どおり、占有改定による先行の真正譲渡が優先する。また、(c)占有改定による担保目的譲渡が先行し、登記による真正譲渡（A2案・B2案のア参照）が後行した場面にも、A案ウの規律は適用されず、民法の原則どおり、占有改定による先行の担保目的譲渡が優先する（ただし「A2案(注)」参照）。

A案ウの規律が担保目的譲渡の競合場面のみを適用対象とする理由は、次のとおりである。すなわち、第1に、動産譲渡登記制度の創設は、譲渡担保権者のためにその地位を安定化することを目的とするところ、担保目的以外の動産譲渡、すなわち真正譲渡については、登記制度の創設後も従来の取引形態が維持され、登記の具備・調査という枠組みに引き込まれないことが望ましい。第2に、A案ウの規律は、対抗要件具備の先後による優劣決定という民法の原則に対する例外に当たるため、実際上の必要性が特に顕著な範囲を超えて適用範囲を拡大することには慎重であるべきである。

例えば、A案ウの適用範囲を仮に(a)の場面にまで拡大し、登記による後行の真正譲渡が占有改定による先行の真正譲渡に優先するものとしたならば、動産売買に当たって売主に現実の占有を委ねる買主は、後れて登場して登記を備えた買主に優先されることのないよう（先行の譲受人乙の立場）、また、占有改定によって先に引渡しを受けているかもしれない買主に優先することができるよう（後行の譲受人丙の立場）、登記を備えるという方向に傾くものと予想される。商取引においては売主に現実の占有をとどめるかたちの売買取引も少なくないところ、このような事態は、取引コストの増大を通じて取引の阻害要因となってしまうおそれがある。A案ウの適用範囲を仮に(b)

あるいは(c)の場面にまで拡大させた場合にも同様のおそれがあることは見易いことであり、この意味で、(a)ないし(c)の場面は、むしろ、民法の原則による解決に委ねることが適切である。

(1) 占有改定による先行の担保目的譲渡

A案ウの規律は、先行の担保目的譲渡に関して、それが占有改定によって対抗要件を具備したにとどまることを要件としている(A案ウにいう「占有改定により対抗要件を備えた」「他の担保目的の動産譲渡」)。これは、先行の担保目的譲渡につき、占有改定以外の方法による引渡し、具体的には現実の引渡し・簡易の引渡し(民法182条)又は指図による占有移転(民法183条)がされた場面を規律の適用範囲から除外する趣旨である。このような場面では、たとえ後行の担保目的譲渡が登記を備えても先行の担保目的譲渡に優先することができない。

例えば、(a)甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け、現実又は簡易の引渡しを受けた後に、当該動産を更に丙が甲から担保目的で譲り受け(このようなことは頻繁に起こり得ることではないが、例えば、乙が占有代理人である旨の説明を軽信するなどして譲渡を受けるということもあり得ないことではない。)、登記を経由した場合、A案ウの規律が適用されず、民法の原則どおり、先行の譲受人乙が優先することになる。同様に、(b)甲が占有代理人丁を通じて占有する動産(例えば倉庫業者丁に寄託中の動産)を、乙が担保目的で譲り受け、指図による占有移転の方法によって引渡しを受けた後に、当該動産を更に丙が甲から担保目的で譲り受け、登記を経由した場合にも、A案ウの規律は適用されず、民法の原則どおり、先行の譲受人乙が優先することになる。

これらの場面をA案ウの規律対象に含めない理由は次のとおりである。

すなわち、(a)のように、先行の譲受人乙が現実又は簡易の引渡しを受けている場面では、乙への担保目的譲渡の存在が占有移転によって外形上も公示されていることから、後行の譲受人丙は、先行する担保目的譲渡の存在を容易に認識することができる。したがって、民法の原則どおり、先行の譲受人乙が優



先ずることに何の不都合もない。

また、(b)のように、先行の譲受人乙が指図による占有移転の方法によって引渡しを受けている場面では、乙への担保目的譲渡の存在が占有代理人丁という第三者を通じて公示されることになる。後行の譲受人丙は、占有代理人丁に対する問い合わせを通じて、先行する担保目的譲渡の存在を認識することができるのであるから、民法の原則どおり、先行の譲受人乙が優先するという帰結に不都合はない。もっとも、占有代理人を通じた公示という仕組みに内在する限界として、例えば、占有代理人丁が譲渡人甲と結託している等の特別の事情がある場合には、後行の譲受人丙は、丁に問い合わせても先行する譲受人乙の存在を認識することができない。しかし、このような場合は、実務上、例外にとどまるといわれている。また、このような例外的場面のためだけにA案ウの適用範囲を拡大することは、かえって、第三者に寄託中の物品の譲渡担保取引全体についてそのコストを増大させてしまうという弊害を伴う。すなわち、仮に、登記による後行の担保目的譲渡は指図による占有移転による先行の担保目的譲渡に優先するものとするならば、第三者に寄託中の物品を担保目的で譲り受ける者は、登記による後行の担保目的譲渡に優先されることのないよう、登記の経由を余儀なくされてしまうことになる。

(ウ) 登記による後行の担保目的譲渡

A案ウの規律は、後行の担保目的譲渡に関して、それが登記を備えていることのみを要件としている（A案ウにいう「登記がされた担保目的の動産譲渡」）。この規律の適用に当たって、占有改定による先行の担保目的譲渡について後行の担保目的の譲受人が善意無過失であったか否か、あるいは、後行の担保目的の譲受人が動産の引渡しを受けたか否か、どのような方法の引渡しを受けたかは、問題とならない。

このような規律内容の合理性としては、次の点が指摘できる。すなわち、第1に、そもそも、登記制度による解決は対抗要件の具備のみを基準とする画一的処理を意図するものであるから、譲受人の善意・悪意や引渡しの有無・方法を問題とすべきではない。第2に、譲渡担保権者の地位の安定化のためには、

担保目的の譲受人が登記という一定の手続を経れば常に、占有改定による先行の担保目的譲渡に優先することができるという仕組みが有効である。第3に、譲受人の主観的事実や引渡しの態様を要件とするような制度は、紛争の自主的解決につながらず、取引コストを増大させ得る。

A案ウの規律は、譲受人の善意・悪意を問わないことから、例えば、甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け、占有改定の方法によって対抗要件を具備した後に、この事実を知る丙が甲から当該動産を担保目的で譲り受けて登記を経由した場合にも、この規律が適用され、丙への担保目的譲渡が優先することになる。

部会では、この点に関して、後行の譲受人丙が悪意の場合には、丙への担保目的譲渡が優先するものとするべきではないとの意見も紹介された。

また、A案ウの規律は、動産の引渡しの有無・方法を問わないことから、例えば、甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け、占有改定の方法によって対抗要件を具備した後に、当該動産を丙が担保目的で譲り受けて現実の引渡しを受け（具体的には、譲渡質（債権者に占有を移転する型の譲渡担保）の設定として現実の引渡しを受け、あるいは譲渡担保の実行として目的物を引き上げ）、更に登記を経由した場合にも、この規律が適用され、丙への担保目的譲渡が優先することになる。ただし、このような場面における後行の譲受人丙は、現実の引渡しをもって善意取得制度による保護を受け得ることから、A案ウの規律の適用は、實際上、丙の善意取得が成立しない場面、例えば丙が有過失又は悪意で現実の引渡しを受けた場面において意味を持つ。

最後に言及した場面にまでA案ウの規律を適用することの合理性として、次の点を指摘することができる。すなわち、第1に、登記を経由した後行の譲受人丙が、占有改定しか受けていなければ乙への担保目的譲渡に優先し得るにもかかわらず、現実の引渡しまで受けていればこれに優先し得ないということでは、バランスを欠いてしまう。第2に、訴訟経済上の理由として、後行の譲受人丙が登記の前に現実の引渡しを受けていたと

いう抗弁が成立する余地を認めることは、無用の争点を生み出すことになる。

部会では、この点に関して、次のような意見もあった。すなわち、占有改定によって対抗要件を備えた先行の譲受人乙の法的地位を保護するためには、むしろ、後行の譲受人丙が現実の引渡しを受けた場面についてはA案ウの規律を及ぼさず、善意取得制度の適用にとどめることが考えられる。あるいは反対に、譲渡担保の実行に及んだ譲受人丙の法的地位を重視するのであれば、現実の引渡しによる後行の担保目的譲渡は現実の引渡しそれ自体をもって占有改定による先行の担保目的譲渡に優先するものとすべきであって、現実の引渡しに加えて更に登記を要求することは理論面からも実際面からも合理性を欠く。

#### (I) 理論上の問題

A案ウは、競合する動産譲渡相互においては対抗要件具備の時間的先後によってその優劣を決するという民法の原則の例外として、登記による後行の担保目的譲渡は占有改定による先行の担保目的譲渡に優先するという規律を新たに導入するものである。

民法上、これと類似の規律はこれまで存しないことから、A案を採用した場合には、このような優劣関係の特則を理論上どのような考え方によって正当化すべきか、また、このような特則が実際の適用において何らかの矛盾を生じるおそれがないかについて、今後更に検討することが必要であると考えられる。部会でも、担保目的譲渡を登記の対象とし、登記された担保目的譲渡に優先的地位を与えるという仕組みについて、その実質的正当化根拠をどこに求めるべきかという問題提起がされたところである。

この点に関して、部会では、A案は、同一の動産について二つの担保目的譲渡が競合した場合に登記をもって相互の優劣を決するものであって、そこでの登記は担保目的譲渡相互の優劣決定基準として機能することになるとの指摘があった。

#### イ 後行の譲受人との関係における登記の効果

##### (ア) 後行の担保目的の譲受人との関係

ある動産について登記による担保目的譲渡がされた後、当該

動産について更に担保目的譲渡がされた場合における登記の効果に関して、A案は、特別の規律を提案することをしていない。しかしながら、A案のもとでも、先行の担保目的譲渡の登記は、いわば明認方法に準じる公示方法として、後行の担保目的の譲受人による善意取得を妨げるという事実上の効果を有することになる。

例えば、甲の所有する動産を、甲に現実の占有を残したまま、乙が担保目的で譲り受けて登記を経由した後、丙も甲から当該動産を担保目的で譲り受け（その際、丙は登記を調査しなかったとする。）、さらに、譲渡担保の実行として当該動産を引き上げるなどして動産の現実の占有を取得するに至った場合、A案のもとでは、登記を調査しなかった担保目的の譲受人丙には、登記調査義務違反による過失があると考えられ、その意味で、乙による登記は、丙による善意取得を阻止するという事実上の効果を有する。

担保目的の譲受人が登記の調査義務を負うべきものと考えられる理由は、次のとおりである。

第1に、A案のもとでは、A案ウの規律を通じて、担保目的の譲受人は、占有改定ではなく登記によって対抗要件を具備することにつき、法制度上のインセンティブを有することになる。そのため、金融実務上、担保目的で動産を譲り受けるに当たっては先行する譲渡の有無を登記によって調査し、かつ、自らの譲渡について登記を経由するという行動パターンが一般化するものと予想される。

第2に、後行の譲受人丙が仮に登記を経由しておれば、その過程において、乙への担保目的譲渡の事実を知るに至り（登記を経由するに当たっては先行する登記の有無を調査することが通例である。）、善意取得の保護を受けることができないであろうところ、占有改定を受けるにとどめた場合には丙の善意取得が成立するということでは、バランスを欠いてしまう。

部会では、担保目的の譲受人による善意取得が成立しないことを明確化する意味で、「ある動産の譲渡が登記された後は、当該譲渡の譲渡人から当該動産を担保目的で譲り受ける者は、これを善意取得することができない」旨の明文規律を置くべき

であるとの意見も示されたところである。

この意見の理由は、次のとおりである。すなわち、第1に、担保目的の譲受人が当然に登記の調査義務を負うものとはいえず、また、善意取得の成否をめぐる紛争を回避する意味からも、善意取得を阻止する規律を置いて、登記による担保目的譲渡が善意取得によって覆されないようにすべきである。第2に、登記による担保目的譲渡が、占有改定による先行の担保目的譲渡に優先するとともに、後行の担保目的譲渡による善意取得のために覆されることがないこととすれば、先行及び後行の担保目的譲渡の双方に対する関係で、登記による担保目的譲渡の法的地位を安定化させることができる。

試案が、上記意見を採用せず、担保目的の譲受人による善意取得に関して特別の規律を提案しないのは、部会での次のような指摘を勘案したものである。すなわち、担保目的の譲受人について現実に善意取得が問題になる局面（譲受人が動産の現実の占有を取得する場面）は、實際上、狭いものでしかない上、特に規律を置かなくとも善意取得の成立が妨げられると考えられる。それにもかかわらず明文規定をもって一律に善意取得を排除することは、かえって、個別事案において不当な帰結をもたらし得る。例えば、動産が登記の記載上の所在場所から移動された後に担保目的の譲受人丙が登場したという場面でも、後行の担保目的の譲受人丙による善意取得の成立が妨げられることになりかねない。

このほか、部会では、担保目的の譲受人に関してのみ善意取得を排除する明文規定を置くことは、真正譲渡の譲受人や質権の取得者においては善意取得が成立するという反対解釈を生じさせるおそれがあるとの指摘があった。

#### (1) 後行の買主との関係

他方、ある動産について登記による担保目的譲渡がされた後、当該動産について更に真正譲渡（真正売買）がされた場合、先行する担保目的譲渡の登記は、事実上の効果としても、後行の譲受人（買主）による権利取得を妨げることができないものと考えられる。

例えば、甲が自己の所有する集合動産（例えば在庫商品）を

担保目的で乙に譲渡し、その登記をした後に、当該集合動産の構成部分たる個別動産を丙に売却した場合において、この売却が通常の営業過程の範囲（乙による処分授権の範囲）を超えないときには、買主丙は当然に当該個別動産上の権利を取得することになる。これは善意取得の問題ではないため、乙は、担保目的譲渡の登記を経由しても、丙による権利取得を何ら妨げることができない。

また、甲が自己の所有する個別動産（例えばある機械）を担保目的で乙に譲渡し、その登記をした後に、当該個別動産を丙に売却し、現実の引渡しをした（その際、丙は登記を調査しなかったとする。）という場合には、買主丙による善意取得の成否が問題となるところ、前記(ア)の場面と異なり、買主たる丙が登記を調査しなかったことには過失がないとされるものと考えられる。この意味で、乙による登記は、原則として丙による善意取得を阻止するという事実上の効果を有しない。

真正売買の買主が登記の調査義務を負わないものと考えべき理由は、次のとおりである。

第1に、登記の存在をもって動産の買主による善意取得を制限することは、動産取引の安全性を害し、流通の阻害要因となるおそれがある。部会では、善意取得の成立範囲が現行制度におけるよりも狭まることのないよう、登記は善意取得を妨げない旨の規律を置くべきであるとの意見も出されたところである。

第2に、現行法制上も、農業用動産抵当権の登記は当該農業用動産の善意取得を妨げないものとされ（農業動産信用法13条2項）、また、工場抵当権の効力が及ぶ供用物件についても、目録への記載が善意取得を妨げないことが前提とされている（工場抵当法5条2項。工場財団の組成物件に関して最判昭和36年9月15日民集15巻8号2172頁参照）。

第3に、登記情報の開示について後記4(2)のような開示方法をとる場合に、当事者間の力関係の問題として、買主が売主に対して登記事項証明書の交付を求めることは必ずしも容易でないと考えられることから、買主に登記の調査を期待することには慎重たらざるをえない。

もっとも、実務上、取引慣行の内容の形成され次第では、一定の場面で、登記が真正売買の買主の善意取得を妨げるという事実上の効果を持つようになることは考えられる。部会では、例えば高価な動産の売買について、登記の調査・具備という実務慣行が醸成されることもあり得るとの見方が示されたところである。

ウ 登記の対象とする動産譲渡（A1案・A2案のア関連）

登記の対象とする動産譲渡の範囲につき、A案は、これを担保目的譲渡に限定するA1案と、動産譲渡一般に拡大するA2案とを併記している。部会では、A1案とA2案とにつき、それぞれ支持する意見が示されたため、両案併記とされたものである。

(ア) 担保目的の動産譲渡（A1案）

A1案は、法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象としている（A1案ア）。これは、担保目的以外の動産譲渡、すなわち真正譲渡を登記制度の対象に含めない趣旨である。

A1案のもとでは、担保目的の動産譲渡のみが登記制度という公示方法を利用することができる（A1案ア）。また、担保目的の動産譲渡のみが登記をもって第三者に対抗することができる（同イ）、しかも、登記がされた担保目的の動産譲渡は、当該登記が、他の担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができる（同ウ）。これに対して、真正譲渡は、登記という公示制度を利用することができず、したがってまた、登記をもって第三者に対抗することもできない。

A1案は、次のような考え方に立っている。すなわち、動産譲渡登記制度の創設に当たっては、譲渡担保取引の安定性・実効性を向上させるという本来の目的に忠実に、担保目的の動産譲渡のみを登記制度の対象とすれば足りる。担保目的以外の動産譲渡を登記制度の対象に含めることについては、実務上の要請や実際上の弊害の有無・程度を慎重に見極めることが必要である。

ところで、A1案は、担保目的の動産譲渡のみを登記制度の対象とすることから、この案のもとでは、登記申請の受理に当たって、申請に係る動産譲渡が担保目的であるか否かを登記官

が審査すべきことになる。この点の審査方法としては、双方申請の登記申請手続によって記載内容の真正性を確保するという仕組みを前提に、例えば、当該動産譲渡が担保目的である旨を登記申請書に記載させ、登記官がこの記載に基づいて担保目的の有無を形式審査するという方法が考えられる。担保目的の債権譲渡についても、債権譲渡登記制度上、登記申請書における登記原因（譲渡担保）の記載のみが登記官の審査資料とされているところであって、譲渡担保設定契約書等は登記申請の添付書面とされていない（債権譲渡登記令7条・8条参照）。

この場合の審査は、申請書類の形式審査とならざるを得ないので、真正譲渡が担保目的譲渡として登記されることを完全に排除することはできないが、このような登記は、対抗要件としての効力を有し得ない。もっとも、このような場合にも、動産の真正譲渡は、登記申請に先立って占有改定により対抗要件を具備しているはずであるので、登記が無効であっても対抗要件は具備していることとなる。

なお、A1案に関して、部会では、次のような指摘もあった。すなわち、実務上の動産譲渡には、リースバック等、担保目的であるか真正譲渡であるかを容易に判断しえないものもあるところ、登記の対象を担保目的の動産譲渡に限定し、「担保目的」を登記の受理要件とする場合には、担保目的であるか否かが微妙な動産譲渡を登記することができなくなってしまうのが懸念される。

(1) 動産譲渡すべて（A2案）

A2案は、法人が行う動産譲渡を登記制度の対象としている（A2案ア）。これは担保目的であるか真正譲渡であるかを問わず、動産譲渡一般を登記対象とする趣旨である。

A2案のもとでは、動産譲渡は、担保目的の譲渡であるか、真正譲渡であるかにかかわらず、登記制度という公示方法を利用することができ（A2案ア）、また、登記をもって第三者に対抗することができるものとなる（同イ）。そして、担保目的の譲渡においては、登記は更に、占有改定によって先に対抗要件を備えた他の担保目的の動産譲渡の譲受人に対抗することができるという意味での特別の対抗力を伴っている（同ウ）。こ



れに対して，真正譲渡においては，登記はこのような特別の対抗力を伴うものではなく，当該登記よりも先に占有改定によって対抗要件を備えた他の担保目的の動産譲渡の譲受人に対抗することができない（ただし「A2案(注)」参照）。

A2案は，次のような考え方に立っている。すなわち，動産譲渡の登記は，特別の公示方法あるいは独自の対抗要件具備方法として，実務取引上，一定の有用性を帯びることがあり得る（例えば，登記による公示は，後日，当該動産上の権利を主張する第三者が登場して法的紛争に至るような事態を未然に防止するために有用であるとも考えられる。前記1(2)参照）。動産譲渡登記制度を新しく創設するに当たっては，このような意味での有用性をも勘案して，動産譲渡について広く登記制度の利用を可能とすることが望ましい。

部会では，対抗要件制度の画一性をもって，この案を支持する意見があった。

他方，反対の立場から，次の点が指摘された。すなわち，第1に，真正譲渡を登記の対象に含めることは，制度の利用者に誤解を与え，混乱を招くおそれがある。例えば，ある動産について占有改定による担保目的譲渡が先行し，登記による真正譲渡が後行した場合にも後者が優先するという誤解や，占有改定による真正譲渡が先行し，登記による真正譲渡が後行した場合にも後者が優先する（その意味で占有改定による真正譲渡の地位が不安定になってしまう。）という誤解を招くおそれがある。第2に，登記制度の対象を真正譲渡にまで拡大するときには，譲渡担保取引以外の場面においても登記を具備・調査するという取引慣行が形成され，動産取引の迅速性が阻害されるおそれが懸念される。

なお，動産の真正譲渡については，動産の流動化・証券化取引との関連でその公示制度を整備すべき必要性を指摘する声もあるところ，部会での意見は，その種の取引はいまだ一般的でないというものであった。

(ウ) 真正譲渡の登記の効力（「A2案(注)」関連）

「A2案(注)」のとおり，部会では，A2案に関連して，A2案ウの内容を「登記がされた動産譲渡は，当該登記が，他の

担保目的の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、「この動産譲渡の譲受人に対抗することができる」ものとするべきであるとの意見が出された。

この意見は、動産譲渡一般を登記の対象とするときには、真正譲渡の登記にも特別の対抗力（占有改定による先行の担保目的譲渡の譲受人に対するそれ）を付与すべきであるというものである。担保目的にとどまる動産譲渡の登記にのみ特別の対抗力を付与することは不均衡である上、担保目的の譲渡と真正譲渡とで登記の効果が異なることは、制度の利用者において誤解・混乱を招くおそれがあるとの理由による。

この意見によれば、ある動産につき、占有改定による担保目的譲渡が先行し、登記による真正譲渡が後行した場合には、登記による後行の真正譲渡が優先することになる。例えば、甲が自己の所有する動産を担保目的で乙に譲渡し、占有改定の方法により引渡しをした後、当該動産を更に丙に売却し、譲渡の登記をした場合、民法の原則によれば、後行の譲受人丙（現実の引渡しを受けることが通例である。）は、先行の譲受人乙の存在を知らないことに過失がない限りで当該動産を善意取得するにとどまるところ、この意見によれば、丙が有過失又は悪意である場面でも、丙への真正譲渡が優先することになる。

なお、部会では、「A2案(注)」の意見を更に進めて、「登記がされた動産譲渡は、当該登記が、他の動産譲渡が占有改定により対抗要件を備えた後にされたものでも、この動産譲渡の譲受人に対抗することができる」ものとする考え方も示唆された。この考え方は、A案ウの内容を動産譲渡一般にまで拡大するというものである。

## エ その他の現行の規律の維持

A案は、以上に説明した以外の点に関して、現行の規律に変更をもたらすものではない。とりわけ、A案のもとでも、担保目的の動産譲渡につき、占有改定という対抗要件具備方法が排除されるものではない。担保目的の動産譲渡は、占有改定によって対抗要件を備えれば、差押債権者・破産管財人等、登記を経由した担保目的の譲受人以外の第三者に対抗することができる。なお、動産の真正譲渡は、占有改定によって、すべての第三者に対抗する

ことができる。

オ 占有改定による担保目的譲渡に関する登記制度（「A案関係後注」関連）

(ア) 占有改定による担保目的譲渡の対抗力を補完するための登記

「A案関係後注」のとおり，部会では，A案に関連して，「法人が担保目的で動産を譲渡した場合において，占有改定により当該動産の引渡しが行われたときは，その譲渡は，登記をしなければ，担保目的で当該動産の譲渡を受けた者であって占有改定によりその引渡しを受けた者に対抗することができない」ものとするべきであるとの意見が出された。

この意見は，問題解決の在り方において，A案と大きく相違するものではない。例えば，甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け，占有改定の方法によって引渡しを受けた後，当該動産を更に丙が担保目的で譲り受け，占有改定の方法によって引渡しを受け，登記まで経由したという場合には，この意見でも，A案と同様，丙への担保目的譲渡が優先することになる（ただし，この意見によれば，丙が登記をしていないときには乙丙間に優劣はないことになり，丙が現実の引渡しを受けると丙が優先することとなる。）。

「A案関係後注」の意見は，むしろ，制度設計の基本方針として，占有改定による担保目的譲渡につき，その対抗力を登記によって補完するという考え方を提示するものである。すなわち，この意見が提案する制度内容によれば，占有改定により対抗要件を備えた担保目的の動産譲渡は，それだけでは，占有改定により対抗要件を備えた他の担保目的の譲受人に対抗することができない。占有改定により対抗要件を備えた担保目的の動産譲渡は，登記をして初めて，占有改定により対抗要件を備えた他の担保目的の譲受人に対抗することができる。この意味で，占有改定による担保目的譲渡は，そのままでは不完全な対抗力しか有しておらず，登記によって補完されて初めて完全な対抗力を備えることになる。

この制度提案の前提には，次のような問題意識がある。すなわち，動産譲渡登記制度を創設する目的は，占有改定により対抗要件が具備される譲渡担保において占有改定の公示力が不完

全であることが実務上の問題を生じさせているため、登記によってその公示力を補完するということにある。したがって、新しく創設すべき登記制度においては、占有改定により引渡しがされた担保目的の動産譲渡に限定して、登記に対抗要件としての効力を付与すれば足りる。A1案・A2案のイのように、法人が行う〔担保目的の〕動産譲渡について、引渡しの態様を問わず、広く一般的に登記によって対抗要件を具備し得るものとする必要でない。とりわけ、指図による占有移転に代えて登記によって対抗要件を具備し得るものとするべきではない。

(1) 占有改定による担保目的譲渡が対抗しえない第三者の範囲

ところで、「A案関係後注」の意見のごとく、占有改定による担保目的譲渡につき、その対抗力を登記によって補完するという考え方をとるとき、占有改定によって対抗要件を備えた担保目的の動産譲渡が登記をしなければ対抗することができない第三者の範囲は、当然に(a)「占有改定の方法による引渡しを受けた他の担保目的の譲受人のみ」に画定されるということにはならず、占有改定による担保目的譲渡は、(b)「占有改定以外の方法による引渡しを受けた他の担保目的の譲受人」や、(c)「質権者・抵当権者等」にも対抗することができないという制度内容もとり得ることになる。これらの選択肢は、部会でも検討されたところである。

「A案関係後注」の提案は、このうち(a)の選択肢をとり、占有改定による担保目的譲渡は、占有改定の方法による引渡しを受けた他の担保目的の譲受人に対抗することができないものとするところ、その理由は、次のとおりである。

第1に、先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれが最も深刻となるのは、同一の動産につき、占有改定の方法によって引渡しを受けるかたちの担保目的譲渡（譲渡担保）が競合する場面であるから、その場面についてのみ立法的措置を講ずれば足りる。第2に、占有改定によって対抗要件を備えた担保目的の動産譲渡の対抗力につき、現行制度からの変更の度合いを小さくするためには、なるべく広範囲の第三者に対して対抗し得るものとするのが望ましい。

他方，(b)の選択肢をとって，占有改定による担保目的譲渡は，占有改定以外の方法による引渡しを受けた他の担保目的の譲受人に対抗することができないものとするとして，例えば，甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け，占有改定の方法によって対抗要件を具備した後，丙が譲渡質（債権者に占有を移転する型の譲渡担保）の設定として，当該動産を担保目的で譲り受けて現実の引渡しを受けた場面では，丙への担保目的譲渡が優先することになる。

これに対しては，部会において，次のような指摘がされた。第1に，上記の場面につき，現行制度では乙への担保目的譲渡が優先するところ，(b)の選択肢による解決はこれと正反対となり，占有改定によって対抗要件を備えた乙の地位を不安定なものとする。第2に，現行制度のもとでも，現実の引渡しを受ける丙は善意無過失の限りで目的動産を善意取得するのであって，(b)の選択肢をとらなくとも実際上の不都合はない。第3に，(b)の選択肢をとるときには，およそ一般的に，占有改定によって対抗要件を備えた動産譲渡は現実の引渡しを受けた他の動産譲渡の譲受人に対抗できないというところにまで行き着くことになりはしないかという懸念がある。

なお，(c)の選択肢をとって，占有改定による担保目的譲渡は抵当権者にも対抗することができないものとするのことに對して，部会の意見は次のように消極的であった。すなわち，例えば，工場の供用物件（工場抵当法2条）に当たる甲所有の動産を，乙が担保目的で譲り受け，占有改定の方法によって対抗要件を具備した後，甲が丙のために工場抵当権を設定した場面において，現行制度のもとでは，丙の工場抵当権の効力は当該供用物件に及ばないことになるのところ，抵当権者丙は主として工場を構成する不動産の価値に着目しているのであるから，このような帰結に特段の不都合はないものと考えられる。

(2) B案（「第1 - 1 (2)」関連）

「第1 - 1 (2)」のとおり，試案は，B案につき，B1案とB2案とを併記するところ，両案は，登記対象となり，登記によって対抗要件が具備され得る動産譲渡の範囲が異なるにとどまる。登記の効

果については両案に共通することから、まとめて説明することにする。

#### ア 登記の効果

登記の法律上の効果につき、B案は、法人が行う〔担保目的の〕動産譲渡は、民法178条の規定にかかわらず、登記をもって第三者に対抗することができるものとする（B1案・B2案のイ）のみを提案しており、A案ウに相当する優劣関係の特則を含まない。そのため、B案における登記は、先行の担保目的譲渡との関係でも、また、後行の譲受人との関係でも、A案におけるような法律上あるいは事実上の効果を有していない。

しかしながら、B案のもとでも、登記制度の創設による長期的見通しとして、金融実務上、担保目的で動産を譲り受けるに当たっては、先行する動産譲渡の有無を登記によって調査し、かつ、自らの動産譲渡についても登記を経由するという取引慣行の形成を期待することができる。そして、このような取引慣行の形成を基礎として、動産譲渡の登記は、先行の担保目的譲渡及び後行の譲受人との関係において一定の効果を発揮することになる。

#### (ア) 先行の担保目的譲渡との関係における効果

ある動産につき、占有改定による担保目的譲渡が先行し、登記による担保目的譲渡が後行した場合における登記の効果に関して、B案は、A案と異なり、特別の規律を提案することをしない。これは、そのような場面を民法の原則による解決に委ね、占有改定による先行の担保目的譲渡が優先するものとする趣旨である。

したがって、例えば、甲の所有する動産を乙が担保目的で譲り受け、占有改定の方法により対抗要件を備えた後、当該動産を更に丙が担保目的で譲り受けて登記を経由した場合、B案によれば、丙への担保目的の動産譲渡は、乙への担保目的の動産譲渡に後れて対抗要件を具備した（乙への占有改定に後れて登記を経由した）にすぎず、乙に対抗することができない。裏返せば、乙への担保目的の動産譲渡は、丙への担保目的の動産譲渡よりも先に対抗要件を具備した（丙の登記に先立って占有改定を受けた）ことをもって、丙に対抗することができる。

しかし、B案のもとでも、登記制度の創設を通じて、担保目

的で動産を譲り受けた場合には登記を経由するという取引慣行が形成されるに至れば、担保目的の動産譲渡に当たって占有改定による引渡しがされるにとどまる場面は少なくなるものと予想される。その意味で、登記制度の創設は、取引慣行の形成を基礎として、ある動産につき占有改定による担保目的譲渡が先行し、登記による担保目的譲渡が後行するような場面を、事実上減少させるという効果を伴うことになる。

(1) 後行の譲受人との関係における効果

a 後行の担保目的の譲受人との関係

ある動産について登記による担保目的譲渡がされた後、当該動産について更に担保目的譲渡がされた場合における登記の効果に関しても、B案は、特別の規律を提案することをしない。

したがって、例えば、甲の所有する動産を、現実の占有を甲に残したまま乙が担保目的で譲り受けて登記を経由した後、丙も甲から当該動産を担保目的で譲り受け（その際、丙は登記を調査しなかったとする。）、さらに、譲渡担保の実行として当該動産を引き上げるなどして動産の現実の占有を取得するに至った場合に、後行の譲受人丙による善意取得が成立するか否か（乙への譲渡の登記が丙による善意取得を阻止することができるか否か）は、B案のもとでは、ひとえに、金融実務における取引慣行の形成にかかってくることになる。

すなわち、登記制度の創設を通じて、担保目的で動産を譲り受けるに当たっては先行する動産譲渡の有無を登記によって調査し、かつ、自らの動産譲渡についても登記を経由するという取引慣行が形成された場合には、上記設例において担保目的の譲受人丙が登記を調査しなかったことには過失があるとされるものと考えられ、その意味で、乙の登記は、丙による善意取得の成立を阻止するという事実上の効果を有することになる。他方、仮に、担保目的の動産譲渡に関して金融実務における登記制度の利用が低調にとどまり、登記の調査・具備という行動パターンが浸透しなかった場合には、担保目的の譲受人丙が登記を調査しなかったことには過失がない

とされ、したがって、乙の登記は丙による善意取得の成立を妨げることができないことになると考えられる。

この点に関して、部会では、担保目的の譲受人は、金融取引の専門家として、他の担保目的の動産譲渡が登記制度を利用している可能性を当然考慮すべきであって、登記を調査しないことには過失があるとの意見も示された。もっとも、B案のもとでは、A案ウに相当する規律を欠くことから、担保目的の動産譲渡について占有改定ではなく登記によって対抗要件を具備することに、法制度上のインセンティブがあるわけではない。そのため、担保目的の動産譲渡について登記の調査・具備という行動パターンが一般化するか否か、ひいては担保目的の譲受人に登記の調査が期待されることになるか否かは、専ら金融実務の展開にかかってくるものと考えられる。

#### b 後行の買主との関係

他方、ある動産について登記による担保目的譲渡がされた後、当該動産について更に真正譲渡（真正売買）がされたという場合には、上記aの場面と異なり、先行する担保目的譲渡の登記によっても、後行の譲受人（買主）による権利取得は妨げられない。登記制度の創設を通じて、担保目的で動産を譲り受ける際には先行する譲渡の有無を登記によって調査するという取引慣行が成立したとしても、真正売買の買主において登記の調査義務を負うことにはならないと考えられるからである。この点は、A案におけると同様であるので、A案に関する前記(1)イ(イ)を参照されたい。

#### イ 登記の対象とする動産譲渡（B1案・B2案のA関連）

登記の対象とする動産譲渡の範囲につき、B案は、これを担保目的譲渡に限定するB1案と、動産譲渡一般に拡大するB2案とを併記している。部会では、B1案とB2案とにつき、それぞれ支持する意見が示されたため、両案併記とされたものである。

##### (ア) 担保目的の動産譲渡（B1案）

B1案は、法人が行う担保目的の動産譲渡を登記制度の対象としている（B1案ア）。これは、担保目的以外の動産譲渡、すなわち真正譲渡を登記制度の対象に含めない趣旨である。



B 1 案のもとでは、担保目的の動産譲渡のみが登記制度という公示方法を利用することができ（B 1 案ア）、また、担保目的の動産譲渡のみが登記をもって第三者に対抗することができる（同イ）。これに対して、真正譲渡は、登記という公示制度を利用することができず、したがってまた、登記をもって第三者に対抗することもできない。

B 1 案のとりかた、担保目的の審査方法等は、A 1 案におけると同様であるので、A 1 案に関する前記(1)ウ(ア)を参照されたい。

(1) 動産譲渡すべて（B 2 案）

B 2 案は、法人が行う動産譲渡を登記制度の対象としている（B 2 案ア）。これは担保目的であるか真正譲渡であるかを問わず、動産譲渡一般を登記対象とする趣旨である。

B 2 案のもとでは、動産譲渡は、担保目的の譲渡であるか、真正譲渡であるかにかかわらず、登記制度という公示方法を利用することができ（B 2 案ア）、また、登記をもって第三者に対抗することができるものとなる（同イ）。

B 2 案のとりかた、同案に関して部会で示された意見は、A 2 案におけると同様（制度の利用者の誤解・混乱を招くおそれの指摘は除く。）であるので、A 2 案に関する前記(1)ウ(イ)を参照されたい。

ウ その他の現行の規律の維持

B 案は、以上に説明した以外の点に関して、現行の規律に変更をもたらすものではない。とりわけ、B 案のもとでも、担保目的の動産譲渡につき、占有改定という対抗要件具備方法が排除されるものではない。担保目的の動産譲渡（動産の真正譲渡も同じである。）は、占有改定によって対抗要件を備えれば、すべての第三者に対抗することができる。

(3) A 案・B 案の対比

ア 問題解決の程度

動産譲渡登記制度を創設する目的は、先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれ及び後行の譲受人に善意取得されるおそれに可能な範囲で対処し、譲渡担保権者の法的地位の安定化を図ることにあるところ（前記 1 参照）、A 案と B 案とでは、これらの問題へ

の対処の程度が異なっている。

概して、A案のもとでは、登記制度の創設によって、これらの問題が確実に解決されることになる（ただし、それと引換えに登記の調査・具備のコストが発生する。）。他方、B案のもとでは、登記制度による問題解決が取引慣行の形成の有無・程度に左右される。現行制度上の問題は、譲渡担保取引においては登記を調査し、かつ、登記を経由するという取引慣行が形成されて初めて解決されることになる。

(7) 先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれの解決

〔設例〕甲の所有する動産について、乙が譲渡担保の設定を受け、占有改定の方法により対抗要件を備えた後、当該動産について丙も譲渡担保の設定を受け（動産の現実の占有を甲に残していたとする。）、登記を経由した。

このような場面で、現行制度上、丙の立場にある譲渡担保権者は、先行する想定外の譲渡担保に劣後するおそれにさらされることになる。先行する乙の譲渡担保の事実は、甲が秘匿する限り、丙にとって調査が困難である上、善意取得に関する判例法理によれば、丙は、譲渡担保権の実行段階まで善意取得による保護を受けない。

この問題に関して、A案・B案による解決は、次のとおりになる（前記(1)ア、(2)ア(7)参照）。

まず、A案のもとでは、丙は、その譲渡担保について登記を経由することによって、先行する乙の譲渡担保に優先することができる。したがって、登記を経由した丙は、先行する隠れた譲渡担保をおそれなくてよい。

他方、B案のもとでは、丙は、その譲渡担保について登記を経由しても、先行する乙の譲渡担保に優先することができず、依然として、先行する隠れた譲渡担保のリスクにさらされている。もっとも、動産譲渡登記制度の創設によって、譲渡担保においては登記を経由するという取引慣行が形成されれば、設例のごとくに隠れた（占有改定による引渡しを受けたにとどまる）譲渡担保が先行するという事態それ自体が減少するものと期待される。

(1) 後行の譲受人に善意取得されるおそれの解決

〔設例〕甲の所有する動産について、乙が譲渡担保の設定を受け（動産の現実の占有を甲に残していたとする。）、登記を経由した後、当該動産について丙も譲渡担保の設定を受け、占有改定の方法により対抗要件を備えていたところ、譲渡担保権の実行事由が生じるに至って、丙は当該動産を引き上げた。

このような場面では、現行制度上、乙の立場にある譲渡担保権者は、後行の譲受人が目的動産を善意取得するおそれにさらされることになる。先行する乙の譲渡担保の事実は調査が困難であり、丙がそれを知らないことに過失のないことも多いため、丙がそのまま当該動産の現実の占有を取得すれば、善意取得が成立して乙の法的地位が覆され得る。

この問題に関して、A案・B案による解決は、次のとおりになる（前記(1)イ(ア)、(2)ア(イ)参照）。

まず、A案のもとでは、乙は、その譲渡担保について登記を経由することによって、特段の事情がない限り、丙による善意取得を阻止し、自らの法的地位を確保することができると考えられる。丙には、通例、先行する譲渡担保の有無を登記によって調査することが期待され、乙が登記を経由して以後、丙は、善意取得による保護を受けないと考えられるからである。

他方、B案のもとでは、乙は、その譲渡担保について登記を経由しても、必ずしも丙による善意取得を阻止することができるとは限らない。もっとも、動産譲渡登記制度の創設によって、譲渡担保取引に当たっては登記を調査するという取引慣行が形成されれば、それに応じて、乙の登記は、丙による善意取得を妨げる事実上の効果を伴うことになる。

#### イ 取引の在り方への影響

A案・B案が譲渡担保取引の在り方に与える影響は、次のようになるものと予想される。

まず、A案のもとでは、登記制度の創設によって、譲渡担保取引全般について登記の調査・具備の慣行、すなわち譲渡担保の設定を受けるに当たっては先行する登記の有無を調査し、また、譲渡担保の設定を受けたときにはその登記を経由するという行動パターンが、一般化するものと予想される。A案では、譲渡担保取引に当たって登記の調査・具備という手続を踏むか否かによって、

譲渡担保権者の法的地位の安定性が大きく異なってくるからである。

すなわち，譲渡担保権者は，譲渡担保の設定を受けるに当たり，先行する譲渡担保がないことを登記によって調査し，かつ，自らの譲渡担保について登記を経由しておきさえすれば，譲渡担保の設定を確実に受けることができ，さらに，登記を備えた後行の譲渡担保に優先されることも，後行の譲渡担保権者による善意取得のために自らの法的地位を覆されることもない。反対に，登記の調査・具備という手続を踏まなかった譲渡担保権者は，先行の譲渡担保に対して必ず劣後することになり，また，後行の譲渡担保のために自らの法的地位が覆されることも覚悟せねばならない。

他方，B案のもとでは，登記制度の創設後における譲渡担保取引の在り方は，今後の金融実務の展開それ自体が定めるべきものである。前記の問題状況に関して金融実務が登記制度による実効的な解決を望めば（なお，譲渡担保に関する公示制度の整備は，まさに実務界からその要望が寄せられたものである。），登記制度の利用傾向が自ずと高まり，譲渡担保の設定を受けるに当たっては先行する登記の有無を調査し，また，譲渡担保の設定を受けたときにはその登記を経由するという行動パターンが次第に浸透していくものと考えられる。

もっとも，その際には，譲渡担保取引全般について一律に登記の調査・具備の手続がとられるようになるとは限らず，譲渡担保取引の類型ごとに取引の在り方が異なってくるという事態も予想される。動産の譲渡担保が利用される局面は多様であって，一方には中小企業に対する運転資金の融資，他方にはDIPファイナンスやプロジェクトファイナンス等が見られるからである。当該取引が登記制度による公示になじむか否か，登記の具備・調査のコストが取引規模に見合うか否かなどが，それぞれの局面での取引慣行の形成に影響することになる。

#### ウ 部会での議論

実務的観点から両案を比較検討するものとして，部会では，以上のほか，次のような指摘・意見があった。主要な指摘・意見のみをとりあげる。

##### (ア) A案に関するもの

A案を支持する立場からは、次の点が指摘された。

第1に、譲渡担保取引において、占有改定という対抗要件具備方法は、実務上、譲渡担保設定契約書のバックデイト（後行の譲渡担保の設定の際に、設定者と通謀して契約の日付を遡らせ、優先性を仮装すること。）という問題を生じさせてきた。A案のように、登記を備えた譲渡担保が占有改定を受けたにとどまる譲渡担保に優先するものとするれば、このようなトラブルが未然に回避されることになる。

第2に、譲渡担保の設定を受けるに当たって登記を経由しても、占有改定の方法をとったにとどまる先行の譲渡担保に劣後するということでは、登記を備えることのメリットに乏しい。また、債務者としても、登記という公示方法をとった譲渡担保が、占有改定の方法にとどめた譲渡担保と同じ取扱いを受けるのでは、登記に応じることのメリットが薄い。

第3に、A案のもとでは、譲渡担保取引に当たって、信頼関係にある債務者との間では従来どおり占有改定によって対抗要件を備え、動産の担保価値を特に重視している場面では法的安定性を追求して登記制度を利用するという具合に、状況・目的に応じて対抗要件具備方法を選択できるようになる。

他方、A案に反対する立場からは、次の点が指摘された。

第1に、A案のように登記に強い効果を与えたとき、登記制度が実務取引上どのようなかたちで利用されていくことになるか予測し難い。もし、実務取引上、あらゆる譲渡担保取引について登記がされるようになれば、取引コストが無用に増大してしまうおそれや、登記という公示方法を望まない債務者までが登記を強いられてしまうおそれが懸念される。

第2に、A案では、動産譲渡が担保目的であるか否かに関して取引当事者が困難な判断を強いられることになるおそれがある。現実の占有の移転を受けないかたちの動産譲渡取引において譲渡の登記を経由すべきか否かは、当該譲渡が担保目的であるか真正譲渡であるかにかかっているところ、この判断には法的・実質的評価が必要になり、取引当事者にとって容易でないことがあり得る。

以上のほか、A案に関しては次の指摘があった。すなわち、

A案のもとでもなお，登記を経由した譲渡担保権者が確実な法的地位を取得しているものとはいえない。(a)例えば，現実の紛争において，登記を備えた譲渡担保権者がA案ウの規律の適用を主張しても，占有改定による先行の「担保目的譲渡」が真実に担保目的であるか，あるいは登記による後行の「担保目的譲渡」が真実に担保目的であるかは容易に争われ得る。このことは，紛争の自主的解決を困難とし，登記を備えた譲渡担保権者の法的地位の安定性を事実上阻害してしまう。(b)また，A案ウの規律は，譲渡担保の設定を受けた動産について占有改定の方法による先行の譲渡担保が存在するというリスクを除去するにとどまり，目的動産について所有権留保・リースなどの担保取引（場合によっては占有改定による真正譲渡）が先行している可能性は依然として残されている。例えば，丙が甲から譲渡担保の設定を受けた動産が，実は所有権留保の特約のもとで乙が甲に供給した物品であった，あるいは乙が甲にリースした物件であった場面では，丙は，たとえ登記を経由しても，当該動産上の譲渡担保権を取得することができない（最判昭和58年3月18日判例時報1095号104頁参照）。

(1) B案に関するもの

B案を支持する立場からの指摘には，(ア)におけるA案に反対する立場からの指摘が，B案に反対する立場からの指摘には，(ア)におけるA案を支持する立場からの指摘がそれぞれ該当する。

その他，B案に関して，動産譲渡登記制度の実務上の有用性につき，次のような指摘があった。

第1に，B案によっても，登記制度は，例えばDIPファイナンスやプロジェクトファイナンスの場面で活用されていくものと考えられる。これらの融資手法では，事業資産の総体を担保把握していることを広く公示することがふさわしいことから，動産譲渡担保について登記制度という信頼度の高い公示方法が整備されれば，大いにその利用が見込まれる。

第2に，B案によっても，登記は最低限，紛争予防手段として有用である。ある動産について譲渡担保の設定を受けたことを登記によって公示しておけば，後日，当該動産上の権利を主

張する第三者が登場するような事態が未然に防止されるものと期待される。

(4) 登記による対抗要件具備（A 1 案・A 2 案・B 1 案・B 2 案のイ関連）

登記の効果につき，試案は，A 案・B 案のいずれも，法人が行う〔担保目的の〕動産譲渡は，民法 178 条の規定にかかわらず，登記をもって第三者に対抗することができるものとしている（A 1 案・A 2 案のイ及び B 1 案・B 2 案のイ）。これは，法人が行う〔担保目的の〕動産譲渡について，動産譲渡登記制度による登記を，民法所定の引渡しの四方法と並ぶ独立の対抗要件具備方法とする趣旨である。

試案が登記に対抗要件具備の効力を付与することとした理由は，次のとおりである。

第 1 に，民法 178 条が動産に関する物権の譲渡について引渡しを対抗要件としている理由は，引渡しを通じて物権変動の事実を公示させるところにある。そして，登記が動産譲渡の事実を公示する力は引渡し（とりわけ占有改定）のそれに劣るものではないから，登記という公示方法にも，引渡しと同様，対抗要件具備の効力を認めてよい。

第 2 に，現行法制上，不動産上の物権の譲渡や債権の譲渡に関しては，その登記（所有権移転登記・債権譲渡登記）によって対抗要件を具備し得るものとされている。動産の譲渡に関してのみ，その登記が対抗要件具備の効力を伴わないものとすることは，他の登記制度との整合性を欠き，利用者の混乱を招くおそれがある。

第 3 に，実際上の意義として，登記に対抗要件具備の効力を付与することは，訴訟における主張立証の便宜に資する。引渡しの四方法のうち，とりわけ占有改定は当事者間の意思表示のみによってされるため，訴訟上，その有無や時期が容易に争われ得る。このような場合に，登記を独自の対抗要件具備方法とするならば，動産の譲受人は，占有改定に代えて登記の事実を対抗要件として主張立証することができる。

これに対して，部会では，登記を引渡しと並ぶ独自の対抗要件具備方法として位置付けるべきではないとの意見も出された。その理由は，次のとおりである。すなわち，第 1 に，登記それ自体によっ

て動産譲渡の対抗要件が具備されるものとするときには，占有代理人の占有下にある動産の譲渡に関して，指図による占有移転の方法によらずに対抗要件が具備され得ることになり，実際上の不都合が生じてしまう（後記(5)参照）。第2に，動産譲渡の登記上，譲渡に係る動産を特定するための事項としては，動産の所在場所や引渡しといった要素が記載されることになるものと考えられるところ，そのような記載内容の登記は，理論上，引渡しがあった（それによって動産譲渡の対抗要件が具備された）旨を公示しているといわざるを得ず，引渡しから独立した対抗要件具備方法に当たらない。

(5) 占有代理人の占有下にある動産の譲渡（「A案・B案に共通の後注」関連）

登記対象となる動産の譲渡につき，試案は，A案・B案のいずれも，誰の直接占有下にある動産譲渡であるかを問うていない。したがって，試案によれば，占有代理人の占有下にある動産を譲渡する場合，例えば，倉庫営業者に寄託している動産を譲渡する場合や，第三者に賃貸している動産を譲渡する場合も動産譲渡登記制度の対象から除外されないことになる。このような場合，現行制度のもとでは，指図による占有移転によって動産譲渡の対抗要件を具備しなければならないところ，試案によれば，占有代理人に対する指図のほか，登記（なお，この登記手続に占有代理人は関与しない。）によっても対抗要件を具備することができる。

ア 登記による対抗要件具備

「A案・B案に共通の後注」のとおり，部会では，この点に関して，動産が占有代理人の占有下にある場合には，当該動産の譲渡につき登記をもって対抗要件を具備することができるものとするべきではないとの意見があった。

この意見の理由とするところは，次のとおりである。すなわち，占有代理人の占有下にある動産につき，現行制度のもとでは専ら指図による占有移転の方法によって譲渡の対抗要件が具備されることから，当該動産上の権利を取得しようとする第三者（例えば担保目的の譲受人）は，占有代理人に対する問い合わせを通じて，先行する譲渡の有無を調査することができる。ところが，試案のごとく，このような動産につき，指図による占有移転のほかに登記によっても譲渡の対抗要件を具備し得るものとするときには，



第三者は、占有代理人に対する問い合わせに加えて、登記を調査しなければならないことになる。さらに、試案によれば、貨物引換証等が発行されている場合は別としても、運送人の占有下にある物品の譲渡が登記制度の対象に含まれることになり、船荷証券の電子化へ向けた民間レベルでの取組みに影響を及ぼすことが懸念される。

この意見に沿って、占有代理人の占有下にある動産の譲渡を登記制度の対象から除外するための制度内容としては、例えば、譲渡人が直接占有する動産の譲渡のみを登記対象とすることが考えられる。

しかしながら、試案はこのような制度内容をとるものとしていない。これは、次の点を考慮したものである。

第1に、譲渡人が直接占有する動産の譲渡のみを登記対象とする場合にも、譲渡人の占有が直接占有・間接占有のいずれであるかがあいまいな事例は少なくないものと考えられ、真実には譲渡人が直接占有しない動産の譲渡について登記がされてしまうという事態が容易に予想されるところである。そのような登記に対抗力がないとするときには、動産取引に混乱を招くおそれがある。

第2に、占有代理人の占有下にある動産の譲渡についても登記によって対抗要件を具備し得るとすることには、第三者における登記調査の負担の反面、積極的意義が認められる。例えば、譲渡人と占有代理人とが親子会社・系列会社の関係にあるような場合には、担保目的の譲受人は、登記という公示方法をとることによって、占有代理人が譲渡人と結託して二重の担保設定に協力するような事態を未然に阻止し、紛争を回避することができる。また、部会では、倉庫業者に寄託中の在庫商品やユーザーが使用中のリース物件について、倉庫業者やユーザーに知られることなく譲渡担保を設定したい場合があるとの指摘もあった。寄託物品の譲渡担保に当たって、倉庫業者に対する指図による占有移転は、譲渡人の経済状態に関する無用の疑念を招くことから、指図による占有移転の通知を留保している事例は少なくないといわれる。

#### イ 占有代理人の法的地位

占有代理人の占有下にある動産の譲渡につき、登記によって対抗要件を具備し得るものとすることに關しては、部会において、

占有代理人が開知しない間に（占有代理人に対する指図がないままに）動産譲渡の対抗要件が具備されることになって占有代理人に不利益を生じないかという問題提起もされたところである。

占有代理人の法的地位は、具体的には次のような場面で問題になると考えられる。すなわち、甲が占有代理人丁を通じて占有している動産を、乙が甲から担保目的で譲り受け、登記によって対抗要件を備えた後に、当該動産を更に丙が甲から担保目的で譲り受け、指図による占有移転の方法によって対抗要件を備えた場面において、占有代理人丁は動産を乙・丙いずれの譲受人に引き渡すべきか。

このような二重譲渡の場面において、占有代理人丁は、乙への担保目的譲渡と丙への担保目的譲渡のいずれが優先するか（いずれの担保目的譲渡が先に対抗要件を具備したか）を判断した上、優先する譲受人に動産を引き渡すべき立場にある。具体的には、占有代理人丁は、乙への譲渡に係る登記の日時と、丙への譲渡に係る指図による占有移転の日時を比較して、先に対抗要件を備えている乙に動産を引き渡すことになる。その際、登記の日時は、乙が提示する登記事項証明書に記載されており、また、指図による占有移転の日時は丁自身が知るところである。

もっとも、占有代理人丁が乙への担保目的譲渡の事実を知らされていない場面、例えば、丙への担保目的譲渡については丁に対する占有移転の指図があったけれども、乙への担保目的譲渡については登記事項証明書がまだ丁に交付されていないという場面においては、丁は、そもそも丙への担保目的譲渡が乙への担保目的譲渡に劣後することを知り得る立場にないから、劣後する譲受人丙に当該動産を引き渡してしまうであろう。しかしながら、この場合にも、占有代理人丁は、動産を優先する譲受人乙に引き渡さなかったことをもって法的不利益を被るものではない。丁は、丙への引渡しによって物権的返還請求権を免れ、また、その対応に過失は認められないから、乙の所有権の侵害に基づく不法行為責任を負うこともないと考えられるからである。

(6) 担保目的の動産譲渡（A 1 案・A 2 案・B 1 案関連）

A 1 案・A 2 案及び B 1 案は、「担保目的の動産譲渡」の登記のみに特別の対抗力を付与し（A 1 案・A 2 案のウ）、あるいは「担

保目的の動産譲渡」のみを登記制度の対象としている（A1案・B1案のア）。

「担保目的の動産譲渡」として、試案は、債権を担保する目的で行う動産譲渡を予定している。「担保目的の動産譲渡」という概念は、現行法制上も類例が見られるところであり、国税徴収法24条1項・39条及び破産法88条が「担保の目的」と「譲渡」を組み合わせた要件をもってその規律対象を画定している。また、判例も、「債権担保の目的」と「譲渡」というメルクマールをもって譲渡担保を切り出し（大連判大正13年12月24日民集3巻555頁）、これに特別の規律を及ぼしている（最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁，最判昭和46年3月25日民集25巻2号208頁，最判昭和62年2月12日民集41巻1号67頁等）。

「担保目的の動産譲渡」概念を実務上の取引類型にあてはめれば、動産の譲渡担保がその典型例に当たる。これに対して、通常動産売買が「担保目的の動産譲渡」に該当しないことはいうまでもない。また、所有権留保は、担保目的の動産取引ではあるけれども、目的物の所有権を代金完済まで売主に留保して、買主に移転しないというものであるから（最判昭和49年7月18日民集28巻5号743頁参照）、譲渡という要素を欠き、「担保目的の動産譲渡」に該当しない。同様に、ファイナンス・リースも、リース事業者が自己の所有する（サプライヤーから買い入れた）物件をユーザーに利用させるものであるから、動産譲渡を欠き、「担保目的の動産譲渡」に該当しない。

以上のような取引類型においては、ある動産取引が「担保目的の動産譲渡」に当たるか否かが一律に定まる。そして、実際の動産取引の大半は、上記のいずれかの取引類型に該当するであろうから、その限りで、「担保目的の動産譲渡」の判断は全く形式的・定型的にできることになる。

他方、動産取引のうちでも、再売買予約付き売買、買戻特約付き売買、あるいはセール・アンド・リースバック等は、真正の動産譲渡であるか、「担保目的の動産譲渡」であるかが一律に定まるものではない。これらの取引は、売買の法形式をとるところ、形式どおり真正の売買として行われる場合と、実質的には債権担保を目的として行われる場合とがあり得る。そのため、再売買予約付き売買等

が「担保目的の動産譲渡」に該当しないかどうかについては、取引の実質・目的に立ち入った判断が必要となる。部会においては、この点を理由に、「担保目的の動産譲渡」概念の不明確さを懸念する意見もあった。

しかしながら、再売買予約付き売買等、売買の法形式をとる取引が債権担保の実質を有しないかという点の判断は、裁判実務上、これまでも行われてきたところであり、その判断基準も既に明らかにされている。すなわち、再売買予約・買戻特約付き売買による不動産取引につき、裁判例は、下記のような諸要素を基準として、債権担保の目的・実質の有無を判断し、それが認められる場合には、買主における清算義務や売主による受戻権の行使等について譲渡担保と同様の規律を及ぼしてきた（東京高判昭和51年9月29日判例時報836号51頁、名古屋高判昭和53年2月16日判例時報906号58頁、東京高判平成元年7月25日判例時報1320号99頁、東京高判平成10年7月29日判例タイムズ1042号156頁等）。

(ア)取引の動機・目的が売主に金員を融通することにあること。(イ)売買代金額が、売主における資金必要額と対応している、あるいは時価相当額に比べて低廉である等、目的物の価額と無関係に決せられていること。(ウ)買主が現実の引渡を受けていない、あるいは買主の所有が予定されている期間（買戻・再売買までの期間）が短い等、買主において目的物を取得する必要性がないこと。(エ)登記手続費用を売主が負担すること。

したがって、A1案・A2案又はB1案をとった場合に、訴訟上、再売買予約付き売買等の法形式で行われた取引が「担保目的の動産譲渡」に該当するか否かが争われる場面では、これらの諸要素を基準としてその該当性が判断されることになるものと考えられる。

ところで、とりわけA案をとった場合には、A案ウの規律との関連で、再売買予約付き売買等による取引が「担保目的の動産譲渡」に該当するか否かの判断が、取引当事者においても必要となる。しかし、当該取引が債権担保の目的・実質を有するか否かは、取引当事者自身が最もよく知るところであるから、この点の判断に特別の困難はないと思われる。さらに、慎重を期する取引当事者は、主観的には担保目的ではないが客観的には真正の譲渡であることが外形

上明瞭でない取引に当たっては、そのような動産譲渡が訴訟上「担保目的の動産譲渡」と認定・評価される場合のリスクに備えるため、念のため登記の申請を行っておくということも考えられる。

他方、A 1 案・B 1 案をとった場合には、再売買予約付き売買等が「担保目的の動産譲渡」に該当するか否かが、登記手続のレベルでも問題になる（A 1 案・B 1 案のア参照）。しかし、前記(1)ウ(ア)のとおり、登記申請書における担保目的である旨の記載をもって形式審査を行う場合には、「担保目的」の有無の審査に特段の困難はないと思われる。

#### (7) 登記による善意取得を肯定する制度

登記の効力に関して、部会では、A 案・B 案のほか、「登記による善意取得」という考え方も検討された。すなわち、担保目的の動産譲渡について登記がされたときは、民法 192 条（善意取得）の適用につき、登記に「動産ノ占有ヲ始メタ」ことと同一の効力を与えるという制度内容である。この考え方によれば、ある動産について譲渡担保の設定を受け、占有改定の方法によって引渡しを受けた者は、更に登記を具備することによって当該動産を善意取得することができ、現在の判例法理におけるごとく、例えば譲渡担保権の実行としての目的動産の現実の引渡しを受けることを要しない。

動産譲渡登記制度につき、このような制度内容を採るときには、A 案・B 案と同様、担保目的の動産譲渡について占有改定によって対抗要件を備えることができ、かつ、A 案と同様、先行する隠れた譲渡担保に劣後するおそれや、後行の譲受人による善意取得のおそれにも有効に対処することができる。

しかしながら、このような制度内容は以下の問題点を伴うことから、部会において、試案に掲げないこととされた。

第 1 に、「登記による善意取得」を認めることは、譲渡担保以外の動産取引に与える影響が大き過ぎる。すなわち、上記の制度内容によれば、所有権留保・リース物件や賃借物・受寄物等が担保目的で譲渡された場合（例えば、乙が甲にリースした物件について丙が甲から譲渡担保の設定を受けた場合）にも、譲受人が登記を具備すればそれだけで、動産の現実の占有の移転を待つことなく善意取得が成立してしまうことになって、所有権留保者・リース事業者や賃貸人・寄託者等の法的地位（乙の法的地位）が余りに不安定になっ

てしまう。

第2に、譲渡担保権者の地位の安定化及び譲渡担保取引の効率化のためには、登記を経由した担保目的の譲受人につき、更に主観的事情を問うような制度は望ましくない。すなわち、同一の動産について占有改定による担保目的譲渡が先行し、登記による担保目的譲渡が後行している場合、上記の制度内容によれば、これら二つの担保目的譲渡の優劣は、後行の譲受人の主観的事情に左右されてしまう。このことにより、担保目的譲渡の競合場面における紛争の自主的解決は困難となり、登記による担保目的譲渡の安定性が事実上阻害される。

#### 4 登記制度の技術的事項（「第1 - 2」関連）

新しく創設すべき動産譲渡登記制度につき、試案が前提としている技術的枠組みは、次のとおりである。実際上の重要性が特に大きい事項のみをとりあげる。

##### (1) 登記の調査方法

動産譲渡登記制度における登記の調査方法につき、試案は、譲渡人を検索基準とする調査方法、すなわち、譲渡人を検索基準として指定し、当該譲渡人に係る登記の有無・内容を検索・調査するという方法を予定している。

例えば、甲の所有する動産Pを乙が担保目的で譲り受けてその登記を経由し、また、甲の所有する動産Qを丙が担保目的で譲り受けてその登記を経由しているという状況のもとで、新たに第三者丁が、動産P（その占有が甲にあるとする。）を担保目的で譲り受けようとしているとする。このような場面で、甲が動産Pを既に何人かに譲渡している事実がないかを丁が登記によって調査するには、次の方法をとることになる。

すなわち、丁は、動産Pを譲り受ける先の相手方甲（譲渡人）を検索基準として指定し、甲に係る動産譲渡の登記の有無・内容を検索する。これによって、譲渡人甲に関しては、動産譲渡の登記が2個存在することが判明するところ、丁は、これら2個の登記のうちに、動産Pに関する登記が含まれないかを更に調査すればよい。このようにして、丁が甲から譲り受けようとしている動産Pに関しては、既に甲から乙への担保目的譲渡の登記が存在していることが判明することになる。

これに対して、試案は、動産それ自体を検索基準とする調査方法、すなわち、動産を検索基準として指定し、当該動産に係る登記の有無・内容を検索・調査するという方法を予定していない。一般の動産は、不動産のように固有の所在場所があるわけでも、自動車等のように固有の記号番号を打刻されているわけでもないため、同一の動産に関しても多様な特定方法があり得る。そのため、動産自体を検索条件とすることは、検索を極めて困難なものにしてしまうからである。例えば、乙による登記が動産Pを所在場所によって特定するものである場合には、丁が動産Pの型番・製造番号を基準として登記を検索しても、動産Pについての登記の有無は判明しないことになる。

(2) 登記情報の開示方法（「第1-2(1)」関連）

「第1-2(1)」のとおり、試案は、動産譲渡に関する登記情報の開示について、概括的な登記情報は何人に対しても開示し、全部の登記情報は利害関係のある者に対してのみ開示するという方法をとるものとしている。

このような開示方法をとるとき、概括的な登記情報の開示は、登記事項の概要を記載した登記事項概要証明書は何人に対しても交付するという方法によることとなる。登記事項の概要とは、譲渡人、譲受人、登記原因、登記年月日といった事項を指し、譲渡に係る動産を特定するための事項を含まない趣旨である（債権譲渡特例法8条1項参照）。

また、全部の登記情報の開示は、登記事項の全部を記載した登記事項証明書を利害関係を有する者に交付するという方法によることとなる。利害関係を有する者とは、当該譲渡の譲渡人、譲受人等を指し、これから動産を譲り受けようとする者は含まない趣旨である（債権譲渡特例法8条2項、債権譲渡登記令19条参照）。なお、部会では、利害関係を有する者の範囲につき、譲渡人たる法人の従業員等をこれに含めるべきであるとの意見があった。

試案が、全部の登記情報を利害関係人に対してしか開示しないこととしているのは、次の点を考慮したものである。第1に、ある者が具体的にどのような動産を所有し、担保目的で譲渡しているかという情報を、利害関係に乏しい者や営業上の競争相手にまで開示すべき理由はない。部会でも、企業の所有する資産の内容は営業秘密

・営業戦略にも関わるとの指摘があった。第2に、担保目的の動産譲渡について登記という公示方法をとることに対する譲渡人の心理的抵抗を和らげるためには、全部の登記情報を入手することができる相手方を譲渡人自身が決定し得るという仕組みとすることが望ましい。

試案のような開示方法をとる場合、前記の設例における丁は、具体的には次の方法によって登記を調査すべきことになる。

(ア) まず、丁は、動産譲渡登記所において、動産Pの譲渡人である甲を検索条件として指定し、検索により判明した動産譲渡すべてに係る登記事項概要証明書の交付を請求する。丁に交付される登記事項概要証明書には、甲から乙への担保目的譲渡及び甲から丙への担保目的譲渡に係る登記事項の概要が記載されていることから、丁は、甲を譲渡人とする2個の動産譲渡、すなわち、乙への担保目的譲渡と丙への担保目的譲渡の登記があることを知ることができる。

(イ) 次に、丁は、甲に要請して乙への担保目的譲渡及び丙への担保目的譲渡のそれぞれに係る登記事項証明書の交付を受けさせ、更に当該登記事項証明書を丁に提示するよう求める。登記事項証明書には、乙への担保目的譲渡及び丙への担保目的譲渡に係る登記事項の全部が記載されていることから、甲からその提示を受けた丁は、甲を譲渡人として登記されている2個の動産譲渡のうち、乙への譲渡は動産Pを、丙への譲渡は動産Qをそれぞれ目的とすることを知ることになる。以上の調査をもとに、丁は、甲から譲り受けようとしている動産Pにつき、既に甲から乙への担保目的譲渡の登記があることを判断することができる。

以上の方法による登記の調査は、動産を譲り受けようとする丁だけでできるものではなく、動産の譲渡人である甲による協力（甲を譲渡人とするすべての動産譲渡の登記に係る登記事項証明書の提示）を必要とする。このような事情は、真正売買の買主における登記の調査義務の成否（前記3(1)イ(1)参照）や、登記による公示が有し得る紛争予防効（前記1(2)、3(3)ウ(1)参照）の程度にも影響を及ぼすことになるものと考えられる。

試案の開示方法に関して、部会では、全部の登記情報を何人に対



しても開示するものとし、動産を譲り受けようとする者が自ら登記事項証明書の交付を受け得る仕組みとすべきであるとの意見もあった。その理由は、次のとおりである。第1に、動産譲渡登記制度の創設を通じ、一定の動産に関して真正譲渡においても登記を調査するとの取引慣行が仮に成立した場合、売主の側が登記事項証明書を取得した上、これを買主に提示する必要があるということでは売主の負担が重過ぎ、取引の阻害要因となる。第2に、譲渡に係る動産を特定するための登記事項として、動産の詳細な内容を記述する場面は多くないであろうから、これを含む全部の登記事項が、営業上の競争相手に開示されても、営業秘密の露呈という問題は深刻なものとはならない。

(3) 法人登記簿への記載（「第1 - 2 (2)」関連）

「第1 - 2 (2)」のとおり、試案は、動産譲渡登記がされた際に登記の概括的な情報を譲渡人の法人登記簿に記載する制度の導入については、なお検討するものとしている。関連して、試案は、「第2 - 2」のとおり、債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方については、動産譲渡登記における同制度の導入の必要性の検討とともに、なお検討するものとしている。

これは、債権譲渡登記制度における商業登記簿等への記載の制度（債権譲渡特例法9条）の在り方を見直すかという問題と、動産譲渡登記制度において同様の制度を導入するかという問題とが互いに連動するものであることを前提に、当該制度の積極面及び消極面を踏まえて、これらの問題につき、なお検討するという趣旨である。検討に当たって考量すべき事情は、債権譲渡登記制度と動産譲渡登記制度に共通であるので、後記第2 - 2を参照されたい。

(4) 動産の特定

動産譲渡登記制度上、譲渡に係る動産を特定するための事項としてどのような事項を要求するかにつき、試案は特に触れるところがない。譲渡に係る動産を特定するための事項に関しては、金融実務上の要請及び登記事務処理上の技術的要請を踏まえて、今後、更に検討を進める趣旨である。

実際の動産譲渡担保取引では、これまで、(ア)個別動産譲渡担保におけるごとく目的動産を個別に特定する方法と、(イ)集合動産譲渡担保におけるごとく集合動産の範囲を特定する方法がとられてきた。

その際、(ア)例えば、機械・器具類を個別に特定する場合には、工場財団目録における記載事項（工場抵当取扱手続6条以下参照）を参考に、その所在場所、種類、構造、個数、製作者、製造年月、記号番号等を譲渡担保設定契約書に記載することが行われてきた。他方、(イ)例えば、在庫・原材料といった集合動産の範囲を特定する場合には、集合動産譲渡担保に関する最高裁判決（最判昭和54年2月15日民集33巻1号51頁、最判昭和62年11月10日民集41巻8号1559頁）を参考に、その種類、所在場所及び量的範囲を譲渡担保設定契約書において指定する等の方法が行われてきた。また、集合動産の範囲を特定する方法については、実務上、在庫・原材料等、構成部分の変動する集合動産に限らず、機械設備類の譲渡担保にもこれを応用したいとの要望が聞かれるところである。

このような事情を踏まえれば、譲渡に係る動産を特定するための事項については、登記制度上、例えば、(a)動産の種類・名称、(b)動産の数量、(c)動産の所在場所、(d)他の同種物に対する特質等の項目を立て（この場合も、必要的記載事項の在り方についてはなお検討を要する。）、当事者が(ア)個別に目的動産を特定する方法と(イ)目的動産の範囲を特定する方法を自由に選択できるような仕組みとすることが考えられる。

この仕組みによれば、当事者は、上記の(a)から(d)の諸項目につき、(ア)例えば、「C T スキャン装置、1台、東京都千代田区霞が関 丁目 番号 病院所在、 社製・型式 ・製造番号 」という記載方法をとって、個別に目的動産を特定ことができ、あるいは、(イ)「普通棒鋼及び異形棒鋼、一切、東京都千代田区九段南 丁目 番号所在 倉庫内」、「プレス加工設備、一式、東京都中野区野方 丁目 番号所在 社中野工場内」という記載方法をとって、目的動産の範囲を特定することによって目的動産を特定することができることとなる。

なお、部会では、動産譲渡登記制度における動産の特定の仕方によっては債務者の財産が広く担保権者によって捕捉されてしまうこととなり、労働債権をはじめとする無担保債権の引当財産を圧迫し、あるいは、過剰担保として動産の担保価値の有効利用を阻害するおそれがあるとの意見があった。

## 5 その他（「第1-3」関連）

「第1-3」は、その他所要の規定を整備するものとしている。新たに創設すべき動産譲渡登記制度に関しては、とりわけその技術的事項につき、所要の規定の整備が必要とされることになる。

## 第2 債権譲渡に係る登記制度の見直し（「第2」関連）

「第2」は、債権譲渡に係る登記制度の見直し、具体的には債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「債権譲渡特例法」という。）による債権譲渡登記制度の見直しに関する。

債権譲渡登記制度は、平成10年10月に運用が開始されて以来、債権流動化・証券化に当たって多数の債権を特定目的会社等に移転する場面や、債権担保融資に当たって多数の債権に譲渡担保を設定する場面等、多数の債権を手段とする資金調達のために広く利用されている。最近の利用実績として、平成15年の登記申請件数は約3万件であり、債権個数にして約8千万個に達する。

もっとも、同制度に関しては、金融実務の側から、なお見直すべき点があるとの指摘もされるところである。試案は、これらの指摘に応え、多数の債権の譲渡という法的手段による資金調達のための環境を改善すべく、債権譲渡に係る登記制度の見直しを提案するものである。

### 1 債務者不特定の将来債権の譲渡の登記（「第2-1」関連）

「第2-1」は、債務者不特定の将来債権の譲渡の登記に関する。

#### (1) 問題状況

##### ア 現行制度

債権譲渡の対抗要件に関しては、現行制度上、債務者が特定していない将来債権につき、譲渡の時点において第三者対抗要件を具備するための手段が存在していない。

まず、民法上、指名債権の譲渡については、確定日付ある証書による債務者に対する通知又は債務者による承諾が、第三者に対する対抗要件とされている（民法467条2項）。債務者が特定していない将来債権の譲渡の場面では、通知されるべき債務者や承諾すべき債務者が判明しないことから、實際上、民法の定める通知・承諾の方法によって第三者対抗要件を備えることは不可能である。

また、債権譲渡登記制度上も、現在の仕組みのもとでは、債務者が特定していない将来債権の譲渡について第三者対抗要件を具

備することができない。すなわち，債権譲渡登記制度上，法人がする債権の譲渡については，登記によって第三者に対する対抗要件が具備されることになるところ（債権譲渡特例法2条1項），この登記にあっては，「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」として「譲渡に係る債権の債務者」，具体的には「債務者の氏名及び住所」が必須の記載事項とされている（債権譲渡特例法5条1項6号，債権譲渡登記規則6条1項2号）。これは，債権譲渡登記制度の創設が債権譲渡の対抗要件具備方法の簡素化を目的としていることから，民法上の通知によって対抗要件を備えることが不可能な債務者不特定の場合には，同制度の対象に含めないこととされたものである。

#### イ 見直しの必要性

しかしながら，取引実務上，債権流動化や債権譲渡担保という法的手段による資金調達は，既発生の債権や既存の取引関係から将来発生する債権等，既に特定している債務者に対する債権だけでなく，将来の取引関係から将来発生する債権等，債務者が特定していない将来債権との関連でも，その要望が高まりつつある。

例えば，(ア)有線放送契約，通信サービス，ネットオークション等の事業を営む会社が顧客・会員（将来の顧客・会員を含む。）に対する将来の債権を担保化する場面，(イ)クレジット業者が将来のクレジット債権（将来の顧客に対するものを含む。）を担保化・流動化する場面，(ウ)リース事業者が将来のリース料債権（将来の顧客に対するものを含む。）を担保化・流動化する場面，(エ)不動産賃貸事業を営む会社が所有不動産の賃貸に係る将来の賃料債権（将来の賃借人に対するものを含む。）を担保化する場面，(オ)商品在庫とともにその売却に係る売掛債権を担保化する場面等である。

このような事情を背景に，債務者不特定の将来債権の譲渡について第三者対抗要件を具備する方法を欠く現行制度に関しては，金融実務の観点から，立法的措置の必要性が指摘されるところである（「企業法制研究会（担保制度研究会）報告書」等）。

#### (2) 債務者不特定の将来債権の譲渡の登記

「第2-1」は，以上の事情を踏まえて，債権譲渡登記制度を見直し，債務者が特定していない将来債権の譲渡について，債権譲渡

登記によって第三者に対する対抗要件を具備することができるようにすることを提案するものである。

債権譲渡登記制度の見直しは、具体的には、次のような方法によることになる。すなわち、債務者が特定していない債権譲渡登記にあっては、「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの」(債権譲渡特例法5条1項6号)のうち「債務者の氏名及び住所」(以下「債務者の表示」という。)の項目について、例えば「債務者不特定」との趣旨の記載内容を許容する。同時に、その必要があれば、この場合に関して債務者の表示以外の必須の記載項目を整備しなおす(後記(4)参照)。

このような見直しを通じて、債権譲渡登記制度上、債務者が特定していない将来債権の譲渡に関しても、債務者の表示以外の項目によって譲渡に係る債権を特定する方法による登記が可能となる。そして、債権譲渡特例法2条1項は「譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四六七条の規定による確定日付のある証書による通知があったものとみなす」としていることから、債務者不特定の将来債権の譲渡の登記によって、債務者以外の第三者に対する関係においては確定日付のある証書による通知と同一の法律効果、すなわち、対抗要件具備の効果が発生することとなる。この第三者対抗要件の具備の効果は、登記の方法によって債務者不特定の将来債権の譲渡が公示されたことに基づく。

例えば、いまだ特定していない債務者に対する甲の将来債権が、債務者以外の要素によって譲渡に係る債権の範囲を特定する方法(その具体例については後記(3)イ参照)によって甲から乙に譲渡され、その登記(債務者不特定の将来債権の譲渡の登記に当たる。)がされた場合に、その後の将来において、譲渡に係る債権の範囲に含まれるかたちで甲の丙に対する債権が発生したとする。このような場面において、丙に対する債権の甲から乙への譲渡については、登記の時点で第三者対抗要件が具備されていることになる。仮に、丙に対する債権が、その発生後に甲から丁に譲渡され、この譲渡について債務者丙に対して確定日付のある証書による通知がされたとしても、甲から丁への譲渡は甲から乙への譲渡に後れて第三者対抗要件を具備したにとどまることから、対抗関係においては乙への譲渡が優先するものとなる。

### (3) 債務者不特定の将来債権の譲渡の有効性

「第2-1」による債権譲渡登記制度の見直しは、債務者不特定の将来債権の譲渡について対抗要件具備方法を整備するものにとどまる。債務者不特定の将来債権の譲渡の効力それ自体については、民法等の実体法による規律に委ねることを前提としている。

#### ア 将来債権の譲渡の有効性

民法は、債務者不特定の場合にかぎらず、そもそも将来債権の譲渡の有効性に関して、明文の規律を欠いている。学説上は、将来債権の譲渡の有効性が(a)譲渡の目的とされる債権の特定性、(b)譲渡の目的とされる債権の発生可能性、(c)包括的譲渡の許容範囲といった観点から議論されてきた。そして、これらの点については、最近の判決(最判平成11年1月29日民集53巻1号151頁。以下「平成11年判決」という。)によって最高裁の立場が明らかにされたところである。

それによれば、(a)「債権譲渡契約にあっては、譲渡の目的とされる債権がその発生原因や譲渡に係る額等をもって特定される必要があることはいうまでもなく、将来の一定期間内に発生し、又は弁済期が到来すべき幾つかの債権を譲渡の目的とする場合には、適宜の方法により右期間の始期と終期を明確にするなどして譲渡の目的とされる債権が特定されるべきである」。他方で、(b)将来発生すべき債権を目的とする債権譲渡契約の「締結時において右債権発生の可能性が低かったことは、右契約の効力を当然に左右するものではない」。また、(c)そのような債権譲渡契約は、「契約内容が譲渡人の営業活動等に対して社会通念に照らし相当とされる範囲を著しく逸脱する制限を加え、又は他の債権者に不当な不利益を与えるものであると見られるなどの特段の事情の認められる場合に〔…〕公序良俗に反するなどとして、その効力の全部又は一部が否定されることがある」ととどまる。

このような判例の立場に照らせば、債務者不特定の将来債権の譲渡は、譲渡の目的とされる債権が適宜の方法によって特定されている限り、債務者が特定していないということのみによってその有効性を妨げられるものではないと考えられる。

#### イ 債務者不特定の将来債権の特定

債務者不特定の将来債権の譲渡において譲渡の目的とする債権

をどのように特定すればよいのかという問題に関連しては，平成11年判決の判示(a)のほかに，最近の最高裁判決（最判平成12年4月21日民集54巻4号1562頁）が，「債権譲渡の予約にあっては，予約完結時において譲渡の目的となるべき債権を譲渡人が有する他の債権から識別することができる程度に特定されていれば足りる」としている。

これらの判示によれば，債務者不特定の将来債権の譲渡においては，債権の発生原因を特定し，債権の発生する期間の始期と終期とを明確にする等の方法によって，将来の時点において譲渡人の債権が発生したときに，譲渡の目的とされた債権を譲渡人が有する他の多数の債権から識別することができる程度に特定されていなければならない，また，それで足りることとなる。

すなわち，債務者不特定の将来債権の譲渡が有効であるためには，債務者以外の基準（例えば，発生原因や発生時期の始期・終期）によって譲渡の目的とする債権の範囲が画定されていなければならない，かつ，譲渡の目的とする債権の範囲を画定するこの基準は，将来において譲渡人が有することになる個々の債権について，その基準に該当するか否かを明確に判断することができるようなものでなければならない。

例えば，以下に掲げる諸場合は，譲渡の目的とする債権の範囲が有効に特定されていることになるものと考えられる。(ア)「平成16年4月1日から18年3月31日までの間に発生する，東京都千代田区霞が関 丁目 番 号所在のテナントビルの各階部分の賃貸に係る不動産賃料債権」という特定方法により，不動産賃貸会社の将来の賃料債権が譲渡される場合。(イ)「平成16年4月1日から17年3月31日までの間に発生する， 会社と東京都中央区内の顧客との有線放送契約に基づく受信料債権及び受信機器レンタル料債権」という特定方法により，有線放送会社の将来の受信料債権等が譲渡される場合。(ウ)「平成16年4月1日から17年3月31日までの間に発生する， 会社池袋支店におけるローン貸付に基づく消費者ローン債権」という特定方法により，消費者金融会社の将来の消費者ローン債権が譲渡される場合。(エ)「平成16年4月1日から17年3月31日までの間に発生する， 会社横浜支店におけるパーソナルコンピュータの卸売り

に係る売掛債権」という特定方法により，事務機器機販売会社の将来の卸売代金債権が譲渡される場合。

(4) 「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」

ア 見直しの方向性

債務者が特定していない将来債権の譲渡との関係で「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの」(債権譲渡特例法5条1項6号)の項目をどのようなものとするかにつき，試案は特に触れるところがない。「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」の見直しが必要であるか，どのような内容の見直しを行うかに関しては，現在の債権個別事項の項目立てを踏まえて，今後更に検討する趣旨である。

イ 部会で示された意見

債務者不特定の将来債権の譲渡との関連で「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」の項目をどのようなものとすべきかにつき，部会では，次のような意見が示された。

第1に，債権譲渡契約上，譲渡の目的とする債権の範囲が有効に特定されている場合には，登記制度としてもなるべく当該特定方法を受け入れることが望ましいという意見が出された。登記事務処理上の技術的要請のために，「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項」を全くの自由記載とするわけにはいかないにしても，債権個別事項のうちのいずれの項目を必須の記載事項とするかは柔軟に考えるべきであって，有効にされた債権譲渡について，登記手続上，その登記が阻害されるというような事態は望ましくない。

これに対しては，譲渡に係る債権に関する登記上の記載としては，債権の特定のために必要な内容以上のものを要求することが望ましいとの意見が出された。この意見は，債権譲渡の登記ができたとしても債権譲渡の有効性自体(例えば包括担保の許容性)が争われるということでは，当事者の法的地位が不安定に過ぎ，適当でないとする。

第2に，債権譲渡登記における債務者不特定の将来債権の特定の仕方によっては債務者の財産が広く担保権者によって捕捉されてしまうこととなり，労働債権をはじめとする無担保債権の引当財産を圧迫し，あるいは，過剰担保として債権の担保価値の有効



利用を阻害するおそれがあるとの意見があった。

(5) 債務者が特定している債権の譲渡の取扱い

「第2-1」は、債務者が特定されていない将来債権の譲渡について、債務者の表示以外の項目により譲渡に係る債権を特定するかたちの登記によって第三者対抗要件を具備することができるようにすることを提案するにとどまる。債務者が特定されていない将来債権以外の譲渡、すなわち、債務者が既に特定している債権の譲渡の登記についても、債務者の表示以外の項目によって譲渡に係る債権を特定する方法（債務者を具体的に表示しない方法）を許容するか否かについては、試案の触れるところでない。今後、引き続いて検討を行う趣旨である。

債権譲渡登記制度の現行の仕組みにおいて、債務者の表示が必須の記載事項とされているのは、債務者は譲渡に係る債権を特定するための簡明で関係当事者にとって判断リスクも少ない重要な事項であるという理由による。債務者が既に特定している債権の譲渡の登記については、債務者を具体的に表示することができるから、あえて債務者を具体的に表示しない方法を許容する必要性はないとも考えられる。

なお、部会では、既に債務者が特定されている債権の譲渡の登記についても、理論上、債務者の表示以外の項目によって譲渡に係る債権が特定されていれば、債権譲渡の公示としては十分である、リース会社等が小口で大量の債権をまとめて譲渡する場合に、譲渡に係る個々の債権についてその債務者を具体的に特定して申請データを作成することは煩瑣であるなどの理由から、債務者の表示以外の項目によって譲渡に係る債権を特定する方法（債務者を具体的に表示しない方法）を許容すべきであるとの見解も示された。

(6) 債務者・譲受人のとるべき対応

ア 登記事項証明書の交付

債権譲渡登記制度を見直し、債務者が特定していない将来債権の譲渡に関しても、債務者の表示以外の項目によって譲渡に係る債権を特定する方法による登記ができるようにするとき、債務者不特定の債権の譲渡の登記は、「当該債権の債務者以外の第三者」に対する関係で対抗要件具備の効果を生じるにとどまる（債権譲渡特例法2条1項）。債務者に対する関係では、「当該債権の譲渡

及びその譲渡につき債権譲渡登記がされたことについて、譲渡人若しくは譲受人が当該債権の債務者に〔…〕登記事項証明書を交付して通知をし、又は当該債務者が承諾をし」て初めて、対抗要件が具備されることになる（債権譲渡特例法2条2項）。

前記(2)の設例でいえば、丙に対する債権の甲から乙への譲渡は、第三者に対する関係では登記のみによって対抗要件が具備される場所、債務者丙に対する関係では登記事項証明書の交付による通知又は民法上の通知・承諾があつて初めて対抗要件が具備されることになる。登記事項証明書の交付による通知を受けるまでは、債務者丙は原債権者甲を債権者として取り扱えば足り、甲に対する弁済によってその債務を免れる。同様に、譲受人乙は、登記事項証明書の交付による通知をするまで又は民法上の通知・承諾があるまでは、丙に対して債権の取立てを行うことができない。

#### イ 債務者のとるべき対応

債務者不特定の将来債権の譲渡の登記がされたとき、当該譲渡について登記事項証明書の交付の方法による通知を受けた債務者は、次のような対応をとるべきことになる。

例えば、いまだ特定していない債務者に対する甲の将来債権が、債務者以外の要素によって譲渡に係る債権の範囲を特定する方法によって乙に譲渡され、その登記がされている場合、その後の将来において甲の丙に対する債権が発生した段階で、譲受人乙が丙に対して、当該債権が譲り受けた将来債権の範囲に含まれる旨を主張し、登記事項証明書の交付による通知をした上その弁済を請求したとする。

このような場面で、(ア)まず、丙の債務が登記事項証明書における債権個別事項の記載（すなわち甲から乙に譲渡された将来債権の範囲）に該当しない場合には、当該登記事項証明書の交付による通知は何らの法的効果も伴わないから、債務者丙は原債権者甲を債権者として取り扱わなければならない。乙に弁済したならば、丙は二重払いの危険にさらされ得ることになる。(イ)他方、丙の債務が債権個別事項の記載に該当する場合には、当該登記事項証明書の交付による通知で譲渡の債務者対抗要件が具備されたことになり、債務者丙は譲受人乙を債権者として取り扱わなければならない。甲に弁済しても、それは本旨弁済に当たらない。

したがって、登記事項証明書の交付を受けた債務者丙としては、登記事項証明書における債権個別事項の記載に照らして、甲から乙への債権譲渡の対抗要件が自己の債務に関して具備されたのか否か（甲から乙への債権譲渡の効力が自己の債務にも及ぶのか否か）を判断した上、原債権者甲又は譲受人乙のいずれに弁済するかを決すべきことになる。

その際、債務者丙が弁済すべき相手方を誤った場合（ア）の場面で丙が乙に弁済したとき、あるいは、（イ）の場面で甲に弁済したとき）にも、善意無過失の限りで、債権の準占有者への弁済（民法478条）として、丙は二重払いの危険を免れることができる。

#### ウ 債務者保護のための措置の要否

債務者のとるべき対応に関連して、部会では、次のような提案も出されたところである。すなわち、登記事項証明書上債務者が具体的に表示されていない場合には、登記事項証明書の交付を受けた債務者において、自己の債務が債権個別事項の記載に該当するか否かの判断を要求されることになる。債務者における判断の負担を軽減し、二重払いの危険を除去するためには、債務者不特定の将来債権の譲渡の登記については後に債務者が特定された段階で債務者を具体的に表示する（例えば債務者の表示の項目に債務者の氏名・住所等を追加的に記載する）べきものとした上、債務者が具体的に表示されていない登記事項証明書の交付による通知は債務者対抗要件の具備という効果を生じないものとすべきである。

しかしながら、この提案は、次のような疑念・問題点を免れないことから、試案に掲げないこととされた。

第1に、債務者の表示として債務者不特定の記載しかない登記事項証明書を交付された債務者は、それ以外の項目によって自己の債務が債権個別事項の記載に該当するか否かを判断すべきであるにとどまる。債務者において、この判断に過度の負担を伴うものではない。また、この判断が困難となり得る場面については、前記イのとおり、準占有者への弁済の制度による保護が債務者に与えられている。

第2に、債務者が特定された段階で債務者を具体的に表示するための登記手続は譲渡人と譲受人の共同申請によるものとすべき

ところ，このような登記手続は，債務者不特定の将来債権の譲受人における権利行使（債務者対抗要件の具備）にとって事実上の障害となり，債務者不特定の将来債権の譲渡について登記によって第三者対抗要件を具備し得るものとするものの実際的意義を減殺してしまう。

第3に，債務者が特定された段階で登記上債務者を具体的に表示するものとしたとき，登記手続の形式的審査によっては，当初の登記における債権個別事項の記載内容が債務者の表示の追加的記載を通じて実質的に変更・修正されてしまうという事態を回避することができない。例えば，当初の登記上，債務者乙に対する債権は「譲渡に係る債権」に該当しなかったにもかかわらず，債務者の表示の追加的記載として乙の氏名・住所が登記に記載されるという場面や，当初の登記上は「譲渡に係る債権」が十分に特定されていなかったにもかかわらず，債務者の表示の追加的記載を通じて事後的に特定性を獲得するという場面である。

#### エ 譲受人における権利行使

他方，債務者不特定の将来債権の譲渡における譲受人は，権利行使に当たって，次のような手順を踏むことになる。

例えば，いまだ特定していない債務者に対する甲の将来債権を，債務者以外の要素によって譲渡に係る債権の範囲を特定する方法によって乙が譲り受け，その登記を経由している場合に，その後の将来において，譲り受けた将来債権の範囲に含まれるかたちで甲の丙に対する債権が発生したとする。

このような場面で，甲から譲り受けた債権を行使しようとする譲受人乙としては，(ア)まず，譲り受けた将来債権の範囲に含まれるかたちで甲の乙に対する債権が発生した事実を知らなければならない。この点は，例えば，甲乙間の債権譲渡契約において，一定期間ごとに甲が債権明細表を提出すべきことを取り決めるという方法によることになる。(イ)次に，譲受人乙が債務者丙から弁済金を取り立てるためには，債権譲渡について債務者に対する対抗要件を具備することが必要となるから，甲から乙への債権譲渡について登記事項証明書を交付する方法により丙に通知しなければならない。(ウ)それとともに，丙が乙への弁済を拒絶して甲に支払ってしまうという事態を回避して債権の取り立てに伴うコストを

削減するためには，丙に対する債権が登記事項証明書における債権個別事項の記載に該当すること（甲から乙に譲渡された将来債権の範囲に含まれること）につき，丙が納得するだけの客観的資料を提示することも重要である。

(ウ)の点に関して，譲受人による権利行使を容易にするためには，債務者不特定の将来債権の譲渡の登記につき，債務者が特定された段階で債務者を具体的に表示する（例えば債務者の表示の項目に債務者の氏名・住所等を追加的に記載する）ことを許容する制度とすることも考え得る。しかしながら，部会では，このような制度は実務上の必要性に乏しいとの指摘がされた。また，前記ウに紹介した提案に関する問題点の第3は，この制度にも当てはまるところである。

なお，部会では，譲受人による権利行使に関連して，次の指摘もあった。すなわち，債務者不特定の将来債権の譲渡にあつては，譲り受けた将来債権の範囲に該当する具体的債権の存在・内容を譲受人が知るまでに時間を要することも多く，譲受人による権利行使が遅れがちになる。そのため，譲渡された将来債権の範囲に該当する債権について原債権者や後行の譲受人に弁済金が支払われてしまうという事態が生じやすく，不当利得返還訴訟の多発が懸念される。

## 2 法人登記簿への記載（「第2-2」関連）

「第2-2」のとおり，試案は，債権譲渡登記がされた際に法人登記簿に記載する制度の在り方について，なお検討するものとしている。これは，商業登記簿等への記載の制度につき，制度が置かれた趣旨を踏まえつつ，その有用性と弊害とを比較衡量して，その在り方について更に検討を進めるという趣旨である。

商業登記簿等への記載の制度は，現在，次のような内容となっている。すなわち，債権譲渡登記がされた場合には，登記をした旨，譲受人の表示，登記番号及び登記年月日が，譲渡人の商業登記簿等に記載される（債権譲渡特例法9条2項，債権譲渡登記規則16条1項）。債権譲渡登記制度の運用開始時には，譲渡に係る債権の総額についても商業登記簿に記載されていたところ，その後，この取扱いは改められた（平成13年3月の債権譲渡登記規則改正による。）。

### (1) 商業登記簿等への記載の趣旨

商業登記簿等への記載の制度は、債権譲渡登記による公示を補完するために、会社に関する情報の調査に当たって広く利用されている商業登記簿に債権譲渡登記の概括的な情報を記載することとされたものである。その具体的な狙いは、次のとおりである。

第1に、ある譲渡人に係る債権譲渡登記の有無を調査しようとする者は、完璧を期するならば、譲渡人の現在の表示（商号及び本店）によって債権譲渡登記を検索するだけでは足りない。債権譲渡登記後に譲渡人の表示に変更があった可能性を考慮すれば、商業登記簿によって当該譲渡人に関する登記事項（商号及び本店）の変更の履歴を調査した上、譲渡人の過去の表示によっても債権譲渡登記の有無を検索することが必要である。この点は、商業登記簿への記載の制度を置けば、譲渡人の表示に変更があった場合も含め、当該譲渡人に係る債権譲渡登記の有無を商業登記簿の調査のみによって知ることができ、調査の負担が軽減される。

第2に、債権譲渡登記制度の創設によって、債権譲渡の対抗要件具備方法として債務者への通知と登記の二つが並存することになるため、対抗要件を備えた債権譲渡の有無を調査しようとする者は、債務者への問い合わせに加えて債権譲渡登記の有無を調査しなければならないことになる。この点についても、商業登記簿への記載の制度を置けば、第三者におけるこのような調査の負担を軽減することができる。

## (2) 制度の見直しの契機

他方で、商業登記簿等への記載の制度については、次のような事情がこれを見直す契機となる。

第1に、この制度については、譲渡人の商業登記簿謄本等に債権譲渡登記の事実が現れてしまうことから、実務上、信用不安の弊害が指摘される場所である。部会でも、商業登記簿等への記載は、譲渡人の信用に関わる問題として受けとめられがちであるから、これを見直すべきであるとの意見が出された。また、現在では譲渡に係る債権の総額が記載事項から外されているため、商業登記簿への記載によって信用不安を生じるおそれは小さくなっているが、債権譲渡担保を設定する債務者の側には依然として登記に対する心理的抵抗が強いという指摘、商業登記簿への記載は譲渡人における取引や借入れに影響し得るといった指摘もあった。

第2に、制度の必要性にかかわる事情として、債権譲渡登記制度においては、近々、オンラインによっても登記事項証明書を取得することができる制度が実施される予定である。これによって、債権譲渡登記を調査しようとする者は、インターネットを利用して自宅・会社等から登記事項証明書を取得することができるようになり、債権譲渡登記所において登記事項証明書の交付を受けることは必要でなくなる。したがって、この制度の実施後は、商業登記簿への記載によって公示の補完を図るべき必要性が薄れるものとも考えられる。

### 3 その他（「第2-3」関連）

「第2-3」は、その他所要の規定を整備するものとしている。

部会では、債権譲渡登記制度に関して、登記の記載事項につき、「譲渡に係る債権を特定するために必要な事項で法務省令で定めるもの」（債権譲渡特例法5条1項6号、債権譲渡登記規則6条1項）の全般的な再検討や、「譲渡に係る債権の総額」（債権譲渡特例法5条1項5号）の位置付けの見直し等が必要であるとの指摘があった。

また、登記事項証明書の交付を請求することができる「利害関係を有する者」の範囲（債権譲渡特例法8条2項、債権譲渡登記令19条）につき、譲渡人たる法人の従業員等をこれに含めるべきであるとの意見があった（前記第1-4(2)参照）。